

昭和二十六年運輸省令第九十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則
船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)に基き、及び同法を実施するため、船舶職員法施行規則を次のように定める。

- 目次
第一章 総則(第一条―第二条の七)
第二章 海技士の免許(第三条―第二十条)
第三章 海技士国家試験
第一節 海技試験の種別(第二十一条―第二十三条)
第二節 海技試験の受験資格(第二十四条―第三十六条)
第三節 海技試験の実施(第三十七条―第五十条)
第四節 海技試験の免除等(第五十一条―第五十五条)
第五節 登録船舶職員養成施設(第五十六条―第六十条の八)
第四章 船舶職員の乗組み(第六十条の八の二―第六十五条の六)
第五章 小型船舶操縦士の免許(第六十六条―第九十五条)
第六章 小型船舶操縦士国家試験
第一節 操縦試験の種別(第九十六条―第九十七条)
第二節 操縦試験の受験資格(第九十八条)
第三節 操縦試験の実施(第九十九条―第一百六条)
第四節 操縦試験の免除等(第一百七条―第一百十三条)
第五節 登録小型船舶教習所(第一百四十一条―第一百四十二条)
第七章 小型船舶操縦者の乗船等(第一百五十一条―第一百五十三条)
第八章 小型船舶操縦者の遵守事項等(第一百五十四条―第一百五十二条)
第九章 雑則(第一百四十三条―第一百四十七条)
附則
第一章 総則
(用語)
第一条 この省令において使用する用語は、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号。以下「法」という。)及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(船舶の範囲)

第二条 法第二條第一項の国土交通省令で定める日本船舶以外の船舶は、条約の締約国の船舶とする。
2 法第二條第一項第二号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
一 長さが三メートル未満であり、推進機関の出力が一・五キロワット未満である船舶であつて、国土交通大臣が指定するもの
二 係留船、被えいしけその他これらに準ずる船舶
三 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶
四 前三号に掲げる船舶のほか、船舶の航行の安全の確保に支障がないものとして告示で定める船舶

第二条の二 法第二條第三項の国土交通省令で定める基準は、次項に規定する第一種基準、第三項に規定する第二種基準、第四項に規定する第三種基準又は第五項に規定する第四種基準とする。
2 第一種基準は、次のとおりとする。
一 機関区域無人化船(船舶機関規則(昭和五十九年運輸省令第二十八号)第九十五条に規定する機関区域無人化船をいう。以下同じ。)に係る船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二條第一項の規定に基づく基準に適合する船舶であること。
二 別表第一に掲げる設備を有すること。
三 総トン数(令別表第一の配乗表の適用に関する通則9に定める総トン数をいう。以下同じ。)五千トン以上で、かつ、出力六千キロワット以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶であること。
四 船舶の設備、用途及び航路に依りて停泊中における船舶の設備の点検及び整備その他の作業に係る支援体制が確保されていることについて、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
3 第二種基準は、次のとおりとする。
一 前項第一号及び第三号に掲げる基準
二 別表第一の二に掲げる設備を有すること。
三 前項第四号に掲げる基準
四 第三種基準は、次のとおりとする。
一 第二項第一号及び第三号に掲げる基準
二 別表第一の三に掲げる設備を有すること。

(認定の申請)

三 第二項第四号に掲げる基準
四 第四種基準は、次のとおりとする。
一 第二項第一号及び第三号に掲げる基準
二 別表第一の四に掲げる設備を有すること。
三 第二項第四号に掲げる基準
(認定の申請)
第二条の三 前条第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号の規定による国土交通大臣の認定を受けようとする船舶所有者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
二 当該申請が前条第二項第四号の規定による認定に係るものであるか、同条第三項第三号の規定による認定に係るものであるか、同条第四項第三号の規定による認定に係るものであるか又は同条第五項第三号の規定による認定に係るものであるかの別
三 当該船舶の名称、用途、航行区域、総トン数及び推進機関の出力
四 就航航路
五 当該船舶に係る停泊中における作業及びその支援体制の概要

2 前項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、船舶所有者が、日本の国籍を有する者である場合に於ては住所(日本の法令により設立された法人である場合に於ては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する地方運輸局(運輸監理部を含む。以下同じ。)を経由して提出しなければならない。
3 第一項の申請書には、船舶国籍証書、船舶検査証書及び船舶検査手帳の写しを添付しなければならない。
(申請の審査及び認定)
第二条の四 国土交通大臣は、前条の申請があつた場合は、申請の内容を審査し、第二條の二第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号に掲げる事項に適合するものに対して、認定を行う。
2 国土交通大臣は、前項の認定に伴い当該船舶が第一種基準に適合する船舶(以下「第一種近代化船」という。)、第二種基準に適合する船舶(以下「第二種近代化船」という。)、第三種基準に適合する船舶(以下「第三種近代化船」という。又は第四種基準に適合する船舶(以下「第四種近代化船」という。))となるときは第一号様式による近代化船適合証書を交付する。

(認定の取消し)

第二条の五 国土交通大臣は、第二條の二第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号の認定をした船舶がそれぞれ同条第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号に掲げる事項に適合しなくなつたときは、その認定を取り消すとともに当該船舶の船舶所有者にその旨を通知する。
(近代化船適合証書の返納)
第二条の六 近代化船適合証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶が第二條の二第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第一号若しくは第二号、第四項第一号若しくは第二号若しくは第五項第一号若しくは第二号の基準に適合しなくなつた場合、前条の通知を受けた場合は、速やかに近代化船適合証書を国土交通大臣に返さなければならない。
2 前項の規定により国土交通大臣に返すべき近代化船適合証書は、船舶所有者が、日本の国籍を有する者である場合に於ては住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に返さなければならない。

第二条の七 法第二條第四項の国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶は、次に掲げる船舶であつて長さ二十四メートル未満のものとする。
一 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの
二 次に掲げる基準に適合する漁船であつて、その用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他のその航行の安全に関する事項を考慮して国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの
イ 沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域を航行しないものであること。
ロ 総トン数八十トン未満のものであること。
ハ 出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するものであること。
第二章 海技士の免許
(海技免許の申請)
第三条 海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若し

くは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次条の規定により修了していなければならないものとされている講習の課程を修了したことを証明する書類

二 二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者）にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学校の特修科を卒業した者）にあつては海上保安大学校の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者）にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者）にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。）で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するもの及び既に法第五条第三項の規定により履歴限定が解除されている者を除く。）にあつては、その者の有する乗船履歴（海技士（航海）又は運航士（運航士）（二号職務）を除く。）として、海技士（機関）に係る海技免許にあつては機関長、機関士又は運航士（運航士）（一号職務）を除く。）として、それぞれ総トン数二十トン以上の船舶に乗り組んだ履歴（第四条第二項の規定による履歴限定に係る乗船履歴を除く。）に限る。第四条第一項において同じ。）を証明する書類

三 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学

校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するものにあつては、その者の有する乗船履歴（四級海技士（航海）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を行った履歴に、四級海技士（機関）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を行った履歴に限る。第四条第二項において同じ。）を証明する書類及び卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書

四 第四条第五項の規定による限定がされていない海技免許を申請する者にあつては、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類

2 前項の場合において、海技試験を受けた地（海技試験を受けた地が二以上にわたる場合には、最後の地。以下同じ。）を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局又は同項に規定する支局若しくは海事事務所を経由して海技免許申請書を提出するときは、前項に定めるもののほか海技免許申請書に第五十条第二項の海技試験合格証明書を添えて提出しなければならない。（海技免許講習）

第三条の二 次の表の上欄に掲げる資格についての海技免許を受けようとする者は、それぞれ同表の下欄に定める講習であつて登録海技免許講習実施機関が行うものの課程を修了していなければならない。この場合において、当該受けようとする海技免許以外の海技免許を受けるために既に修了した講習の課程については、再度修了することを要しない。

Table with 2 columns: 資格 (Qualification) and 講習 (Training). Rows include 三級海技士 (航海) and 三級海技士 (機関).

Table with 4 columns: 資格 (Qualification), 講習 (Training), 講習 (Training), 講習 (Training). Rows include 四級海技士 (航海), 五級海技士 (航海), 六級海技士 (航海), 三級海技士 (機関), 四級海技士 (機関), 五級海技士 (機関), 六級海技士 (機関), 二級海技士 (電子通信), 三級海技士 (電子通信), 四級海技士 (電子通信).

2 次の表の上欄に掲げる講習であつて登録海技免許講習実施機関が行うものの課程を修了した者は、同表の中欄に定める資格についての海技免許を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める講習の課程を修了することを要しない。

Table with 2 columns: 講習 (Training) and 講習 (Training). Rows include 三級海技士 (機関) and 四級海技士 (機関).

第三条の三 法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が海技免許講習を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が行おうとする法別表第一に掲げる海技免許講習の種類
四 登録を受けようとする者が海技免許講習を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類
二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
三 法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
四 海技免許講習の講師が、法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類
五 海技免許講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
六 登録を受けようとする者が法第十七条の二第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類（登録簿の記載事項）

第三条の四 法第十七条の三第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
二 登録海技免許講習の開始日
（役員を選任の届出等）

第三条の五 登録海技免許講習実施機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の名簿及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録海技免許講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録海技免許講習実施機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を当該登録海技免許講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経

由して国土交通大臣に届け出なければならぬ。

第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 登録海技免許講習事務を管理する者(以下「登録海技免許講習管理者」という。)が、次に掲げる要件に適合していること(登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構(以下「学校等」という。)である場合を除く。)

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に登録海技免許講習事務に關し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けている者がなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 登録海技免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 海技免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三 第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四 登録海技免許講習管理者及び講師(学校の教員を除く。以下この号において同じ。)の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

(登録事項の変更の届出)

第三条の七 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の五の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該

登録海技免許講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(登録海技免許講習事務規程の記載事項)

第三条の八 法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録海技免許講習の受講の申請に関する事項
- 二 登録海技免許講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 三 登録海技免許講習の日程、公示方法その他登録海技免許講習の実施方法に関する事項
- 四 教科書の名称、著者及び発行者
- 五 登録海技免許講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 六 登録海技免許講習管理者の氏名及び経歴
- 七 登録海技免許講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 九 不正な受講者の処分に関する事項
- 十 その他登録海技免許講習事務に關し必要な事項

(登録海技免許講習事務の休廃止の届出)

第三条の九 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の七の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録海技免許講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録海技免許講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録海技免許講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録海技免許講習事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録海技免許講習事務を休止しようとする期間

五 登録海技免許講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の閲覧の方法)

第三条の十 法第十七条の八第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記

録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三条の十一 法第十七条の八第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるものうち、登録海技免許講習実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載等)

第三条の十二 法第十七条の十二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録海技免許講習の料金の収納に関する事項
- 二 登録海技免許講習の受講申請の受理に関する事項
- 三 登録海技免許講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 四 その他登録海技免許講習の実施状況に関する事項

2 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の十二の帳簿並びに登録海技免許講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録海技免許講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

(帳簿の提出)

第三条の十三 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合は、遅滞なく、前条第二項の帳簿その他の書類を当該登録海技免許講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(海技免許についての限定)

第四条 法第五条第二項の規定による履歴限定は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る

海技免許につき、別表第二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に應じ、同表の下欄に定める船舶職員の職について行う。

2 前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格について海技免許につき、別表第二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に應じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

3 法第五条第四項の規定による船舶当直限定又は機関当直限定は、それぞれ三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)の資格についての海技免許について行う。

4 法第五条第五項の規定による機関限定は、二級海技士(機関)の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。

5 法第五条第六項の規定による限定は、海技士(航海)に係る海技免許につき、電子海図情報表示装置(船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百六十六条の十二に規定する電子海図情報表示装置をいう。以下同じ。)についての知識及び技能に應じ、電子海図情報表示装置を有しない船舶について行う。

(履歴限定等の解除等)

第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定(以下この項及び次条において「履歴限定」という。)を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(第四項及び第四百四十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。)を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除(変更)申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の乗船履歴を証明する書類(第三条第一項第三号に規定するものに限る。)により証明される乗船履歴に係る職務の内容は、告示で定めるところにより記録され、かつ、国土交通大

臣の求めに応じて証明することができるものでなければならぬ。

3 前条第五項の規定による限定(以下「能力限定」という。)を受けた者であつて、その能力限定の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除(変更)申請書に、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならぬ。

4 国土交通大臣は、履歴限定の解除等又は能力限定の解除を行ったときは、登録事項を変更し、海技免状を書き換えて交付する。

履歴限定に係る乗船履歴についての準用

第四条の三 第二十八条、第三十条及び第三十二条の規定は、履歴限定に係る乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「履歴限定に係る乗船履歴」と読み替えるものとする。

(登録電子海図情報表示装置講習)

第四条の四 能力限定の解除を申請する者は、電子海図情報表示装置を使用するために必要な事項に関する知識及び技能を習得させるための講習(以下「電子海図情報表示装置講習」という。)であつて次条及び第四条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録電子海図情報表示装置講習」という。)を行う(以下「登録電子海図情報表示装置講習実施機関」という。)が行うものの課程を修了していなければならない。

(電子海図情報表示装置講習の登録)

第四条の五 前条の登録は、電子海図情報表示装置講習を行うおとする者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を行うおとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在地及びその所有又は借入れの別を記載した書類

電子海図情報表示装置講習の講師が、別表第二の三の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五 電子海図情報表示装置講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六 登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録電子海図情報表示装置講習の要件等)

第四条の六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により電子海図情報表示装置講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四条の十七の規定により第四条の四の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務(以下「登録電子海図情報表示装置講習事務」という。)を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第四条の四の登録は、登録電子海図情報表示装置講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録電子海図情報表示装置講習事務の開始日

(登録の更新)

第四条の七 第四条の四の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(役員等の届出)

第四条の八 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録電子海図情報表示装置講習事務の実施に係る義務)

第四条の九 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の六第一項に規定する要件及び次に掲げる基準に適合する方法により、登録電子海図情報表示装置講習事務を行わなければならない。

一 次に掲げる要件に適合する者(以下「登録電子海図情報表示装置講習管理者」という。)が、登録電子海図情報表示装置講習事務を管理すること(学校等である場合を除く。)

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に登録電子海図情報表示装置講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 登録電子海図情報表示装置講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

二 電子海図情報表示装置講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三 第一号の要件を満たす者であつて登録電子海図情報表示装置講習実施機関が選任したものが、登録電子海図情報表示装置講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四 登録電子海図情報表示装置講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録電子海図情報表示装置講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。)に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

(登録事項の変更の届出)

第四条の十 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、第四条の六第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(登録電子海図情報表示装置講習事務規程)

第四条の十一 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、登録電子海図情報表示装置講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録電子海図情報表示装置講習事務の実施に関する規程(以下「登録電子海図情報表示装置講習事務規程」という。)を定め、当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録電子海図情報表示装置講習の受講の申請に関する事項

二 登録電子海図情報表示装置講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

三 登録電子海図情報表示装置講習の日程、公示方法その他登録電子海図情報表示装置講習の実施方法に関する事項

四 教科書の名称、著者及び発行者

五 登録電子海図情報表示装置講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 登録電子海図情報表示装置講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六 登録電子海図情報表示装置講習管理者の氏名及び経歴

七 登録電子海図情報表示装置講習事務に関する秘密の保持に関する事項

八 登録電子海図情報表示装置講習事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受講者の処分に関する事項

十 その他登録電子海図情報表示装置講習事務に関し必要な事項

(登録電子海図情報表示装置講習事務の休廃止)

第四條の十二 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録電子海図情報表示装置講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録電子海図情報表示装置講習事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録電子海図情報表示装置講習事務を休止しようとする期間

五 登録電子海図情報表示装置講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四條の十三 登録電子海図情報表示装置講習実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録電子海図情報表示装置講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録電子海図情報表示装置講習実施機関の定めたる費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第四條の十四 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第四條の十五 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習が第四條の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四條の十六 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が第四條の九の規定に違反しているとき認めるときは、その登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、同条の規定による登録電子海図情報表示装置講習を行うべきこと又は登録電子海図情報表示装置講習事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四條の十七 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四條の四の登録を取り消し、又は期間を定めて登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四條の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第四條の十から第四條の十二まで、第四條の十三第一項又は次条の規定に違反したとき

三 正当な理由がないのに第四條の十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき

四 前二条の規定による命令に違反したとき

五 不正の手段により第四條の四の登録を受けさせたとき

(帳簿の記載等)

第四條の十八 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備へ、登録電子海図情報表示装置講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

一 登録電子海図情報表示装置講習の料金の収納に関する事項

二 登録電子海図情報表示装置講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録電子海図情報表示装置講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録電子海図情報表示装置講習の実施状況に関する事項

2 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、登録電子海図情報表示装置講習の受講申請書及びその添付書類を備へ、登録電子海図情報表示装置講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

(帳簿等の提出)

第四條の十九 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、第四條の十二の規定により登録電子海図情報表示装置講習事務を休止し、又は廃止した場合は、遅滞なく、前条第一項及び第二項の書類を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第四條の二十 国土交通大臣は、法第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、登録電子海図情報表示装置講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(国土交通大臣による電子海図情報表示装置講習の実施)

第四條の二十一 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関がないとき、第四條の十二の規定による登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四條の十七の規定により第四條の四の登録を取り消し、又は登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が天災その他の事由により登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第四條の二十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四條の四の登録をしたとき

二 第四條の十の規定による届出があつたとき

三 第四條の十二の規定による届出があつたとき

四 第四條の十七の規定により第四條の四の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき

五 前条の規定により国土交通大臣が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき

(海技士免許原簿の登録事項)

第五條 海技士免許原簿には、次の事項を登録する。

一 資格の別(法第五條第二項、第四項、第五項及び第六項の規定により限定をしたときは、その旨を付記する。)

二 海技免許の年月日及び海技免状の番号
 三 本籍の都道府県名(外国人にあつては国籍。以下同じ)、氏名、出生の年月日及び性別
 四 海技試験を受けた地を管轄する地方運輸局の名称
 五 海技試験の合格年月日
 六 海技免状の更新年月日
 七 海技免状を再交付したときは、その旨、事由及び再交付の年月日
 八 業務の停止又は戒告の処分があつたときは、その旨、事由、停止期間及び処分の日

第六条 海技免状の様式は、第四号様式とする。
 (海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正)
 第七條 海技士は、本籍の都道府県名若しくは氏名に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、第五号様式による登録事項(海技免状)訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。

第九條の三 第三條の三から第三條の十三までの規定は法第七條の二第三項第三号の登録、登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習事務、登録海技免状更新講習規程及び登録海技免状更新講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
 (準用)

第九條の二 法第七條の二第三項の国土交通省令で定める身体適性に関する基準は、別表第三の身体検査基準とする。
 第九條の三 法第七條の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる

海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九條の五第一項若しくは第九條の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。
 一 海技士(航海)の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。)
 二 海技士(機関)の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士(運航士(一号職務)を除く。)
 三 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格の海技士 船舶の通信長又は通信士
 第二十八條及び第三十條の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八條中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九條の三第一項に定める履歴」と読み替へるものとする。

海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九條の五第一項若しくは第九條の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。
 一 海技士(航海)の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。)
 二 海技士(機関)の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士(運航士(一号職務)を除く。)
 三 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格の海技士 船舶の通信長又は通信士
 第二十八條及び第三十條の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八條中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九條の三第一項に定める履歴」と読み替へるものとする。

第九條の三 法第七條の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる

第三條の六第一号	第三條の三法別表第一法別表第二	第三條の六第一号	第三條の三法別表第一法別表第二
第三條の三第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号	第三條の三法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條第二項各号	第三條の三第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号	第三條の三法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條第二項各号
第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号
第三條の六第一項	第三條の六第一項	第三條の六第一項	第三條の六第一項
第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者
第三條の七	第三條の七	第三條の七	第三條の七
第三條の八	第三條の八	第三條の八	第三條の八
第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七
第三條の十	第三條の十	第三條の十	第三條の十
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二
第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項
第三條の十	第三條の十	第三條の十	第三條の十

第三條の六第一号	第三條の三法別表第一法別表第二	第三條の六第一号	第三條の三法別表第一法別表第二
第三條の三第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号	第三條の三法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條第二項各号	第三條の三第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号	第三條の三法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條第二項各号
第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号	第三條の四第二項第三号
第三條の六第一項	第三條の六第一項	第三條の六第一項	第三條の六第一項
第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者	第三條の六登録海技免状更新講習第一号及び免許講習管理管理者
第三條の七	第三條の七	第三條の七	第三條の七
第三條の八	第三條の八	第三條の八	第三條の八
第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七	第三條の九法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の七
第三條の十	第三條の十	第三條の十	第三條の十
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第四号
第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二	第三條の十法第十七條法第十七條の十七において準用する法第十七條の十二
第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項	第三條の十前条第二項
第三條の十	第三條の十	第三條の十	第三條の十

第九條の五 法第七條の二第二項の規定により海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状の有効期間が満了する日以前一年以内に第六号様式による海技免状更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 第七号様式による海技士身体検査証明書(申請日以前三月以内に指定医師(船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十五條第一項に規定する指定医師をいう。以下同じ。))により受けた検査の結果を記載したものをいう。第九條の八第一項第一号、第八十條第一項第一号及び第八十五條第一項第一号において同じ。)
 二 法第七條の二第三項第一号に掲げる者にあつては、同号の乗船履歴を有することを証明する書類

一級海技士(航海)、二級海技士(航海)、上級航海士(航海)、船橋当直三級海技士海更新講習
 四級海技士(航海)、五級海技士(航海)、航海更新講習
 六級海技士(航海)
 一級海技士(機関)、二級海技士(機関)、上級機三級海技士(機関)、機関当直三級海技士関更新講習
 (機関、内燃機関二級海技士(機関、内講習
 燃機関三級海技士(機関)
 四級海技士(機関)、五級海技士(機関)、機関更新講習
 六級海技士(機関)、内燃機関四級海技士新講習
 (機関、内燃機関五級海技士(機関、内
 燃機関六級海技士(機関)
 一級海技士(通信)、二級海技士(通信)、通信更新講習
 三級海技士(通信)、一級海技士(電子通信新講習
 信)、二級海技士(電子通信)、三級海技士(電子通信)、四級海技士(電子通信)

三 法第七条の二第三項第二号に掲げる者にあつては、同号の認定を受けた者であることを証明する書類

四 法第七条の二第三項第三号に掲げる者にあつては、同号の講習の課程を修了したことを証明する書類

2 前項の場合において、海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免状の有効期間の更新を申請する者にあつては、第十三条の規定により經由すべき地方運輸局等に船舶無線従事者証明書を提示しなければならない。

3 第三十二条の規定は、第一項第二号の乗船履歴の証明について準用する。

4 第一項の規定により海技免状の有効期間が満了する日の六月前の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日とする。

（海技免状等の有効期間の起算日の変更）

第九條の五の二 二以上の海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も早く到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。

2 海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものであつて、同時に受有する海技免状よりも有効期間の満了日が早く到来するものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該操縦免許証の有効期間の起算日を、当該海技免状の有効期間の起算日とすることができる。ただし、同時に更新する海技免状の有効期間が満了する日の六月前の前日までの間に更新の申請をした場合には、次項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日を、当該海技免状及び当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による有効期間の起算日の変更に係る海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。

（海技免状の更新期間前の更新）

第九條の五の三 第九條の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により海技免状の有効期間

の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該海技免状の有効期間の更新を申請することができる。

2 第九條の五第一項の規定にかかわらず、二以上の海技免状を受有する者であつて、当該二以上の海技免状のうち第九條の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第六項において「更新期間内免状」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 第九條の五第一項の規定にかかわらず、海技免状及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの）（第七項において「更新期間内操縦免許証」という。）を受有する者であつて、当該操縦免許証の有効期間の更新を申請するものは、海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による更新期間前の更新の申請により海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。

の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該海技免状の有効期間の更新を申請することができる。

2 第九條の五第一項の規定にかかわらず、二以上の海技免状を受有する者であつて、当該二以上の海技免状のうち第九條の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第六項において「更新期間内免状」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 第九條の五第一項の規定にかかわらず、海技免状及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの）（第七項において「更新期間内操縦免許証」という。）を受有する者であつて、当該操縦免許証の有効期間の更新を申請するものは、海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による更新期間前の更新の申請により海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。

5 第一項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、前項の規定により海技免状が交付された日とする。

6 第二項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状及び更新期間内免状の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状が交付された日とする。

7 第三項の規定により更新期間前に有効期間の更新がなされた海技免状及び更新期間内操縦免許証の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日とする。

（海技免状失効再交付のための身体適性基準）

第九條の六 法第七条の二第五項の海技免状が効力を失つた場合における海技免状の再交付を申請する者（以下「海技免状失効再交付申請者」という。）は、第九條の二に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

（登録海技免状失効再交付講習）

第九條の七 海技免状失効再交付申請者は、次の表の上欄に掲げる資格の種類に応じて、それぞれ

同表の下欄に定める海技免状の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「海技免状失効再交付講習」という。）であつて次条及び第九條の七の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状失効再交付講習」という。）を行う者（以下「登録海技免状失効再交付講習実施機関」という。）が行うもの課程を、第九條の八の規定により海技免状の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。

一級海技士（航海）、二級海技士（航海）、上級航海士（航海）、船舶当直三級海技士（航海）講習

二級海技士（航海）、五級海技士（航海）、航海失効講習

六級海技士（航海）

一級海技士（機関）、二級海技士（機関）、上級機三級海技士（機関）、機関当直三級海技士（機関）失効講習

（機関）、内燃機関二級海技士（機関）、内講習

燃機関三級海技士（機関）

四級海技士（機関）、五級海技士（機関）、機関失効講習

六級海技士（機関）、内燃機関四級海技士（機関）失効講習

（機関）、内燃機関五級海技士（機関）、内燃機関六級海技士（機関）

一級海技士（通信）、二級海技士（通信）、通信失三級海技士（通信）、一級海技士（電子通効講習

信）、二級海技士（電子通信）、三級海技士（電子通信）、四級海技士（電子通信）

（海技免状失効再交付講習の登録）

第九條の七の二 前条の登録は、海技免状失効再交付講習を行うおとす者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が海技免状失効再交付講習の実施に関する事務を行うおとす事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が行うおとす別表第四に掲げる海技免状失効再交付講習の種類

四 登録を受けようとする者が海技免状失効再交付講習の実施に関する事務を開始する日

（登録海技免状失効再交付講習の要件等）

第九條の七の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第四の上欄に掲げる海

技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免状失効再交付講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次条において準用する第四条の十七の規定により第九條の七の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免状失効再交付講習の実施に関する事務（以下「登録海技免状失効再交付講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第九條の七の登録は、登録海技免状失効再交付講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録海技免状失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録海技免状失効再交付講習の種類

四 登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地

五 登録海技免状失効再交付講習事務の開始日（準用）

第九條の七の四 第四条の五第三項及び第四条の七から第四条の二十二までの規定は海技免状失効再交付講習、第九條の七の登録、登録海技免状失効再交付講習、登録海技免状失効再交付講習事務、登録海技免状失効再交付講習実施機関及び登録海技免状失効再交付講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四條の五前項	第九條の七の二第二項
第三項	

同表の下欄に定める海技免状の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「海技免状失効再交付講習」という。）であつて次条及び第九條の七の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状失効再交付講習」という。）を行う者（以下「登録海技免状失効再交付講習実施機関」という。）が行うもの課程を、第九條の八の規定により海技免状の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。

後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するとき、又は海員学校の本科機関科若しくは本科内航科機関科若しくは海上保安学校の本科機関課程若しくは本科船舶運航システム課程機関コースを卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するとき、五級海技士（機関）試験又は内燃機関五級海技士（機関）試験を受けることができる。

7 第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号一の登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（航海）試験を受けることができる。

8 第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号一の登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上（ただし、その期間のうち、二月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。）行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験を受けることができる。

第二十七条の二 第二十六条第一項又は前条各項に定める乗船履歴に係る職務の内容は、告示で定めるところにより記録され、かつ、国土交通大臣の求めに応じて証明することができるものでなければならない。

第二十七条の三 海技大学校、独立行政法人海技大学校若しくは独立行政法人海技教育機構（海技士教育科海技課程の本科を除く。）を卒業した者又は海技大学校の講習科若しくは独立行政法人海技大学校の講習科の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者については、卒業又は修了後初めて受けるべき種別の海技試験に対する乗船履歴に関する限り、その在学期間の二分の一の期間、その者が入学の際海技士であるときは船長、一等航海士、機関長及

び一等機関士以外の船舶職員として、その者が入学の際海技士でないときは船舶の運航又は機関の運転に関する職務を行う者として、別表第五の乗船履歴中船舶の欄に掲げる船舶に乗り組んだものとみなす。ただし、海技大学校の本科卒業者については、乗船履歴とみなす存学期間は、その者の卒業後初めて受ける海技試験が二級海技士（航海）試験又は二級海技士（機関）試験若しくは内燃機関二級海技士（機関）試験である場合には、六月、初めて受ける海技試験が一級海技士（航海）試験又は一級海技士（機関）試験である場合には、二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けた日以後の在学期間の二分の一の期間とする。

2 海上保安大学校特修科の船舶の運航又は機関の運転に関する課程を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者を除く。）については、三級海技士（航海）試験又は三級海技士（機関）試験若しくは内燃機関三級海技士（機関）試験に対する乗船履歴に関する限り、海上保安大学校の航海科若しくは研修科航海課程又は機関科若しくは研修科機関課程を卒業した者については、四級海技士（航海）試験若しくは五級海技士（航海）試験又は四級海技士（機関）試験、内燃機関四級海技士（機関）試験、五級海技士（機関）試験若しくは内燃機関五級海技士（機関）試験に対する乗船履歴に関する限り、前項本文の規定を準用する。

（乗船履歴に関する船舶の特例）

第二十八条 国土交通大臣は、法第二条第一項に規定する船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴であつても、別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだものに相当すると認められることができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する履歴（乗船履歴として認めない履歴）は、乗船履歴として認めない。

一 十五歳に達するまでの履歴

二 試験開始期日からさかのぼり、十五年を超え前の履歴

三 主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格について）の海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。

（乗船期間の計算）

第三十条 乗船履歴の乗船期間を計算するには、乗船の日から起算し、末日は終了しないときでも一日として算入する。

2 月又は年で定める乗船期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

3 乗船期間を計算するには、一月に満たない乗船日数は、合算して三十日になるときは一月とし、一年に満たない乗船月数は、合算して十二月になるときは一年とする。

（異なる乗船履歴の合算）

第三十一条 一の資格についての海技試験に對し、別表第五の乗船履歴中期間の欄に定める必要な乗船期間に達しない二以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれ期間の欄に定める最短乗船期間の比例により、いずれか最短短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。

（乗船履歴の証明）

第三十二条 乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。

一 船員手帳又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳記載事項証明

二 船員手帳を滅失し、又は毀損した者が官公署（独立行政法人を含む。以下同じ。）の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長の証明

三 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長の証明

2 前項第二号又は第三号の規定により船舶所有者又は船長が乗船履歴を証明する場合には、船舶検査手帳の写し（船舶検査手帳を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合にあつては、漁船の登録の簿本又はその居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長。以下同じ。）の次に掲げる事項についての証明書）を添えなければならない。

一 船舶番号	無線従事者の資格
二 船種及び船名	海技試験
三 総トン数	一級海技士 第一級総合無線通信士
四 推進機関の種類及び出力並びに無線設備の種類	二級海技士 第一級総合無線通信士又は第二級（通信）試験 総合無線通信士
五 船舶の用途	三級海技士 第一級総合無線通信士、第二級（通信）試験 総合無線通信士又は第三級総合無線通信士
六 航行する区域	一級海技士 第一級総合無線通信士又は第一級（電子通信）試験 海上無線通信士
七 船舶所有者の氏名又は名称及び船舶の所有期間	二級海技士 第一級総合無線通信士、第一級海技士（電子通信）試験 上無線通信士又は第二級海上無線通信士

3 前項の船舶所有者又は船長が乗船履歴を証明する場合において、自己の所有に属する船舶又は自己が船長である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の船舶所有者又は係留施設の管理者その他の船舶所有者に代わつて当該船舶を管理する者の証明がなければならない。

（以前に海技士であつた者に対する乗船履歴の特例）

第三十三条 以前に海技士であつた者は、第二十五条から前条までの規定にかかわらず、海技免許の効力が失われた日から起算して十年間は、以前に海技免許を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。

（海技試験の受験資格としての無線従事者の免許）

第三十四条 次の表の上欄に掲げる海技試験を受けようとする者は、それぞれ同表の下欄に定める資格の無線従事者の免許を有しなければならない。

三級海技士 (電子通信) 試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士
四級海技士 (電子通信) 試験	第一級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士
三級海上無線通信士又は第一級海上無線通信士	第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士

(下級の資格についての海技試験に対する受験)
第三十五条 一の資格についての海技試験(船舶当直三級海技士(航海)試験又は機関当直三級海技士(機関)試験を除く。)に対する受験資格を有する者は、その資格より下級の資格についての海技試験を受けることができる。

(乗船履歴を要しない海技試験の学科試験)
第三十六条 法第十四条第一項ただし書の国土交通省令で定める学科試験は、第四十四条第一項及び第四十五条第一項(同項第二号に係る部分に限る。)に規定する学科試験のうちの筆記試験とする。

第三節 海技試験の実施
第三十七条 海技試験を申請する者は、第十号様式による海技試験申請書に写真二葉及び次に掲げる書類(前条に規定する筆記試験を申請する者にあつては、第一号に掲げる書類に限る。)を添えて、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局(当該試験を受ける地が本邦外にあるときはあつては、関東運輸局)を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(海技士又は小型船舶操縦士にあつては、それぞれ海技免状又は操縦免許証の写しをもつて代えることができる)。
 二 海技士にあつては、海技免状の写し
 三 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格についての海技試験を申請する者にあつては、無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書の写し
 四 第二十六条第一項、第二十七条又は第二十七條の三に規定する学校を卒業し、又は修了した者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書(第二十六条第一項に規定する学校を卒業した者(同項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))に限る。)

五 第三十二条の規定による乗船履歴の証明書
 六 次号に掲げる者以外の者にあつては、指定医師により試験開始期日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第七号様式による海技士身体検査証明書
 七 第五十一条の規定による身体検査の省略を受けようとする者にあつては、海技士身体検査合格証明書
 八 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
 九 第五十三条の規定により一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該試験科目に係る筆記試験科目免除証明書
 十 第五十五条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書

前項第二号、第三号又は第四号に掲げる海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従事者証明書又は卒業証書若しくは修了証書の写しは、その正本と照合した旨の地方運輸局等の証明がなければならない。
第三十八條 次の各号に掲げる海技試験の申請については、同時にすることができる。
 一 三級海技士(航海)試験及び機関当直三級海技士(機関)試験
 二 船舶当直三級海技士(航海)試験及び三級海技士(機関)試験
 三 船舶当直三級海技士(航海)試験及び機関当直三級海技士(機関)試験
 四 船舶当直三級海技士(航海)試験及び内燃機関三級海技士(機関)試験
 五 四級海技士(航海)試験及び内燃機関四級海技士(機関)試験
 六 海技士(航海)の資格についての一の海技試験及び海技士(電子通信)の資格についての一の海技試験
 七 海技士(機関)の資格についての一の海技試験及び海技士(電子通信)の資格についての一の海技試験
 八 前項の規定による海技試験の申請は、定期試験及び国土交通大臣が特に指定する臨時試験についてのみすることができる。

第三十八條の二 別表第七の上欄に掲げる海技試験を申請する者は、それぞれ同表の中欄に定める一の海技試験又は同表の中欄に定める一の海技試験及びそれに対応する同表の下欄に定める海技試験の学科試験のうち筆記試験の申請を同時にすることができる。ただし、前条第一項の規定により二つの海技試験を同時に申請する者にあつては、いずれか一方の海技試験についてはこの限りでない。
 2 前項の規定による海技試験の申請については、前条第二項の規定を準用する。
第三十九条 前二条の規定による場合のほか、海技試験の申請は、同時に二以上の種別の海技試験についてすることはできない。
第四十条 身体検査は、別表第三の検査項目の中欄に掲げる項目別に行い、その合格基準は、同表に定める身体検査基準によるものとする。
第四十一条 身体検査に合格しない者に対しては、学科試験は行わない。ただし、第四十四条第一項及び第四十五条第一項第二号に規定する筆記試験については、この限りでない。
第四十二条 削除
第四十三条 学科試験は、別表第八の海技試験の種別ごとに掲げる試験科目について行う。
第四十四条 海技士(航海)の資格についての海技試験(六級海技士(航海)試験を除く。)及び海技士(機関)の資格についての海技試験(六級海技士(機関)試験及び内燃機関六級海技士(機関)試験を除く。)にあつては、学科試験は筆記試験及び口述試験とする。
 2 前項の場合において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる海技試験については、当該海技試験の試験科目のうちそれぞれ当該各号に定める試験科目に限り、学科試験は口述試験とする。
 一 三級海技士(航海)、四級海技士(航海)及び五級海技士(航海)の資格についての海技試験 英語に関する科目
 二 三級海技士(機関)、四級海技士(機関)及び五級海技士(機関)の資格についての海技試験 執務一般に関する科目(英語に係る部分に限る。)

第三十八條の二 試験にあつては、学科試験は次の各号のいずれかとする。
 一 筆記試験
 二 筆記試験及び口述試験
 2 前項第一号の筆記試験は、あらかじめ公示することができる。
 3 第一項の場合(同項第二号に掲げる学科試験に係る場合に限る。)において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
第四十六条 海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験にあつては、学科試験は筆記試験とする。
第四十七条 第三十八条の二第一項の規定による申請に基づき海技試験を受けた者であつて、別表第七の表の上欄に掲げる海技試験の筆記試験に合格しない者に対しては同表の中欄及び下欄に定める海技試験のその者の筆記試験は無効とし、同表の中欄に定める海技試験の筆記試験に合格しない者に対しては同表の下欄に定める海技試験のその者の筆記試験は無効とする。ただし、同表の中欄又は下欄に掲げる海技試験(一級海技士(航海)試験、二級海技士(航海)試験、一級海技士(機関)試験、二級海技士(機関)試験、一級海技士(航海)試験及び内燃機関二級海技士(機関)試験を除く。)の筆記試験の全部の試験科目に合格した場合はこの限りでない。
第四十八条 一の資格に係る海技試験(一級海技士(航海)試験、二級海技士(航海)試験、船舶当直三級海技士(航海)試験、一級海技士(機関)試験、二級海技士(機関)試験、機関当直三級海技士(機関)試験及び内燃機関二級海技士(機関)試験を除く。)において筆記試験を受け、全部の試験科目に合格した者は、当該資格より下級の資格に係る海技試験(機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験)の筆記試験に合格したものとす。
第四十九条 身体検査、筆記試験又は口述試験を受ける者は、それぞれの検査又は試験に係る手数料を、それぞれの検査又は試験を受けるときに、納めなければならない。
第五十条 国土交通大臣は、海技試験に合格した者、筆記試験のみに合格した者又は第五十三条

第四十五条 六級海技士(航海)試験、六級海技士(機関)試験及び内燃機関六級海技士(機関)試験に合格した者を含む。)

の規定により一部の試験科目について筆記試験を免除されることとなる者に対し、その旨を書面に通知する。ただし、書面をもって通知することを要しないと認める場合には、公示をもって代えることができる。

2 国土交通大臣は、海技試験に合格した者に対し、その者の申請があつたときは、海技試験合格証明書を交付する。

3 国土交通大臣は、筆記試験のみに合格した者に対し、その者の申請があつたときは、筆記試験合格証明書を交付する。

4 国土交通大臣は、第五十三条の規定により一部の試験科目について筆記試験を免除されることとなる者に対し、その者の申請があつたときは、筆記試験科目免除証明書を交付する。

5 国土交通大臣は、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、その者の申請があつたときは、海技士身体検査合格証明書を交付する。

第四節 海技試験の免除等

第五十一条 身体検査の各項目について合格基準に達した者が身体検査を受けた日から一年以内

に海技試験の申請をした場合には、国土交通大臣は、認定により、その者に対する身体検査を省略することができる。

(海技試験の筆記試験の省略)

第五十二条 第四十四条第一項の海技試験又は第四十五条第一項の海技試験(同項第二号に掲げる学科試験に係るものに限る。)については、一の海技試験の筆記試験に合格した者が第五十条第三項の筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、当該海技試験の筆記試験は行わない。ただし、当該海技試験の開始期日前に筆記試験に合格した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

(海技試験の筆記試験の一部免除)

第五十三条 第二十一条に掲げる種別の海技試験(海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験を除く。)の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試

験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。

一 筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験と同種別の海技試験 基準点に達した試験科目

二 次の表の上欄に掲げる海技試験 同表の下欄に定める海技試験のうち基準点に達した試験科目(機関に関する科目(その一)を除く。)

二級海技士(機関)試験	内燃機関二級海技士(機関)試験
三級海技士(機関)試験	内燃機関三級海技士(機関)試験
内燃機関三級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験
四級海技士(機関)試験	内燃機関四級海技士(機関)試験
内燃機関四級海技士(機関)試験	四級海技士(機関)試験
五級海技士(機関)試験	内燃機関五級海技士(機関)試験
内燃機関五級海技士(機関)試験	五級海技士(機関)試験
六級海技士(機関)試験	内燃機関六級海技士(機関)試験
内燃機関六級海技士(機関)試験	六級海技士(機関)試験

2 前項の規定は、一部の試験科目について免除を受けようとする筆記試験が第三十八条の二第一項の規定により別表第七の上欄又は中欄に掲げる海技試験(前条又は第五十五条の規定により筆記試験が免除されないものに限る。)と併せて受ける筆記試験(同表の上欄に掲げるものを除く。)である場合には適用しない。

第五十四条 次の表の上欄に掲げる海技試験を受ける者が同表の中欄に定める資格の海技士である場合には、それぞれ同表の下欄に定める試験科目については、筆記試験を行わない。

二級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
三級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その三)

三級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
四級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
五級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
六級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)

六級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
六級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
六級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)
六級海機関限定がなされ機関に関する科目(機関)試験	機関に関する科目(その二)

第五十五条 次条に規定する登録船舶職員養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録船舶職員養成施設(航海)試験及び機関当直三級海技士(機関)試験を除く。)に係る資格より下級の資格に係る海技試験(機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験)について学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

次条第一号イ又は第二号イ三級海技士(航海)の登録船舶職員養成施設	試験 船橋当直三級海技士(航海)試験
次条第一号イ又は第二号イ三級海技士(航海)の登録船舶職員養成施設	試験 船橋当直三級海技士(航海)試験

次条第一号ロ又は第二号ロ四級海技士(航海)の登録船舶職員養成施設	試験
次条第一号ハ又は第二号ハ五級海技士(航海)の登録船舶職員養成施設	試験
次条第一号ニ又は第二号ニ六級海技士(航海)の登録船舶職員養成施設	試験
次条第一号ホの登録船舶職員養成施設	試験
次条第一号ヘ又は第二号ホ三級海技士(機関)の登録船舶職員養成施設	試験 機関当直三級海技士(機関)試験
次条第一号チ又は第二号チ内燃機関三級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関四級海技士(機関)試験
次条第一号リ又は第二号リ内燃機関四級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関五級海技士(機関)試験
次条第一号ル又は第二号ル内燃機関五級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関六級海技士(機関)試験
次条第一号レ又は第二号レ内燃機関六級海技士の登録船舶職員養成施設	試験

次条第一号トの登録船舶職員養成施設	試験
次条第一号チ又は第二号チ内燃機関三級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関四級海技士(機関)試験
次条第一号リ又は第二号リ内燃機関四級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関五級海技士(機関)試験
次条第一号ル又は第二号ル内燃機関五級海技士の登録船舶職員養成施設	試験 機関六級海技士(機関)試験
次条第一号レ又は第二号レ内燃機関六級海技士の登録船舶職員養成施設	試験

第五十六条 法第十三条の二第一項の登録船舶職員養成施設は、次に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に従い、船舶職員の養成を行う。

一 第一種養成施設(その養成を目的とする海技士の資格に係る海技試験について第二十五条に規定する乗船履歴を有しない者(修了時において当該海技試験について同条に規定する当該乗船履歴を有することとなる者を除く。)を対象とする養成施設をいう。以下同じ。)

- イ 三級海技士(航海) 第一種養成施設(三級海技士(航海)の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。)
- ロ 四級海技士(航海) 第一種養成施設(四級海技士(航海)の養成を目的とする第一種養成施設をいう。)
- ハ 五級海技士(航海) 第一種養成施設(五級海技士(航海)の養成を目的とする第一種養成施設をいう。)

- ニ 六級海技士（航海）第一種養成施設（六級海技士（航海）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- ホ 船舶当直三級海技士（航海）第一種養成施設（船舶当直三級海技士（航海）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- ヘ 三級海技士（機関）第一種養成施設（三級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- ト 機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設（機関当直三級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- チ 内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した三級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- リ 内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した四級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- 又 内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した五級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- ル 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した六級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- 二 第二種養成施設（その養成を目的とする海技士の資格に係る海技試験について第二十五条に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について同条に規定する当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする養成施設をいう。以下同じ。）
- イ 三級海技士（航海）第二種養成施設（三級海技士（航海）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）
- ロ 四級海技士（航海）第二種養成施設（四級海技士（航海）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- ハ 五級海技士（航海）第二種養成施設（五級海技士（航海）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）

- ニ 六級海技士（航海）第二種養成施設（六級海技士（航海）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- ホ 三級海技士（機関）第二種養成施設（三級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- ヘ 内燃機関三級海技士（機関）第二種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した三級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- ト 機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設（機関当直三級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- チ 内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した四級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- リ 内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した五級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- 又 内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した六級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- ル 船舶の運航又は機関の運転に関する課程を設置するものであつて、登録船舶職員養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した六級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下同じ。）
- 二 次に掲げる要件に適合する者（以下「登録船舶職員養成施設管理者」という。）が、登録船舶職員養成施設を管理すること（学校等である場合を除く。）
- イ 二十五歳以上の者であること。
- ロ 過去二年間に登録船舶職員養成施設の修了証明書の発行若しくは海技試験に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受

- けることなくつた日から二年を経過していない者でないこと。
- ハ 登録船舶職員養成施設を適正に管理できると認められる者であること。
- ニ 船舶職員養成施設について必要な知識及び経験を有する者であること。
- 三 教員の数が、第一号の必要履修科目の教育を行うに適当な数であり、かつ、専任の教員であつて当該必要履修科目（英語に関する科目を除く。）を担当するもの（助手及び助教論並びに練習船の教員並びにこれらに準ずる者を除く。）の数が、告示で定めるところにより算出した数以上であること。
- 四 登録船舶職員養成施設管理者及び教員の知識及び能力の維持のため、当該登録船舶職員養成施設管理者及び教員（学校等の教員を除く。）に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
- 五 同時に授業を受ける学生又は生徒の数は、おおむね五十人以下であること。
- 六 三級海技士（航海）第一種養成施設、六級海技士（航海）第一種養成施設、船舶当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（機関）第一種養成施設、機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあつては、練習船による実習で告示で定める基準に適合するものを行うこととなつていないこと。
- 七 次に掲げる要件を備へた修了試験を行うこととなつていないこと。
- イ 内容及び実施の方法は、登録船舶職員養成施設の課程を修了した場合において免除されることとなる海技試験の例に準ずるものであること。
- ロ 登録船舶職員養成施設の課程において、第一号の必要履修科目を同号の基準により修得した者に対してのみ行われるものであること。
- ハ 第二号の要件を満たす者であつて登録船舶職員養成施設管理者に選任した者が、登録船舶職員養成施設における船舶職員養成が適切に行われていることを定期的に確認すること。
- 九 登録船舶職員養成施設の課程において、第一号の基準により必要とされる履修科目を修得し、かつ、第一種登録船舶職員養成施設に

- あつては、練習船による実習を終えて、同登録船舶職員養成施設の課程を修了し、第七号の修了試験に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することとなつていないこと。
- （登録船舶職員養成施設規程の記載事項）
- 第五十八条 法第十七条の十九において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 登録船舶職員養成施設の入学の申請に関する事項
 - 二 第五十六条各号に規定する登録船舶職員養成施設のうち当該登録船舶職員養成施設が行うもの
 - 三 登録船舶職員養成施設における船舶職員養成の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
 - 四 登録船舶職員養成施設における船舶職員養成の日程、公示方法その他登録船舶職員養成施設における船舶職員養成の方法に関する事項
 - 五 教科書の名称、著者及び発行者
 - 六 登録船舶職員養成施設における船舶職員養成の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 七 登録船舶職員養成施設管理者の氏名及び経歴
 - 八 登録船舶職員養成施設に関する秘密の保持に関する事項
 - 九 登録船舶職員養成施設に関する公正の確保に関する事項
 - 十 不正な受講者の処分に関する事項
 - 十一 その他登録船舶職員養成施設に關し必要な事項
- （養成施設設置者による修了試験の問題の保存等）
- 第五十九条 登録船舶職員養成施設は、その実施した修了試験の問題及び答案等成績に関する記録を当該試験を実施した日から六年間保存しておかなければならない。
- 第六十条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は法第十三条の二第一項の登録、登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成事務及び登録船舶職員養成実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同

数法」という。) 第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの(千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書類その他国際総トン数を記載した書類を受有する船舶を除く。) 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

二 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第四条第一項の国際総トン数

(令別表第一の国土交通省令で定める区域)

第六十一条 令別表第一の国土交通省令で定める区域は、船舶設備規程第二条第二項の告示で定める本邦の周辺の区域とする。

(欠員の届出)

第六十二条 法第十九条第二項の規定による届出をする者は、第十三号様式による欠員届出書二通を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長(当該住所地が本邦外にあるときはあつては、関東運輸局長。第六十四条第一項第二号及び第三百三十二条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出をする者は、その者が本人であることを示すべき書類を提示し、又はその書類の写しを添付しなければならない。

3 第一項の欠員届出書は、当該地方運輸局の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。

(乗組み基準の特例)

第六十三条 法第二十条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。
- 二 航海の態様が特殊であること。
- 三 入渠し、又は修繕のため係留していること。
- 四 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事すること。
- 五 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること。
- 六 前各号に定められたもののほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

第六十四条 法第二十条第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を次に掲げる行政官庁(外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官)に提出しなければならない。

一 前条第五号に掲げる事由により許可を申請する場合にあつては、国土交通大臣

二 前号以外の事由により許可を申請する場合にあつては、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長

2 前項の特例許可申請書は、国土交通大臣に提出する場合にあつては船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(当該住所地が本邦外にあるときはあつては、関東運輸局)又はその運輸支局若しくは海事事務所を、地方運輸局長に提出する場合にあつては当該地方運輸局の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。

第六十五条 領事官は、法第二十条の事務を行つたときは、遅滞なく、外務大臣を通じて、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。(締約国の資格証明書を受有する者の特例)

第六十五条の二 法第二十三条第一項の承認(以下「承認」という。)を申請する者(第四百四十三条において「承認申請者」という。)は、第十五号様式による締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次条第一項第一号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、同号の承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局(当該試験を受ける地が本邦外にあるときはあつては、関東運輸局)を、同項第二号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局(当該住所地が本邦外にあるときはあつては、関東運輸局)を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 次条第一項第一号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類
- イ 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
- ロ 受有する締約国資格証明書の写し
- ハ 承認を受けてなるうとする船舶職員が有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための講習の課程として国土交通大臣が指定するものを修了したことを証明する書類

二 承認を受けてなるうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するものを有することと証明する書類

ホ 指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の二による締約国資格受有者身体検査証明書

二 次条第一項第二号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 承認を受けてなるうとする船舶職員が有すべき知識及び能力について国土交通大臣が定める基準に達する者であることが確認できる書類

三 次条第一項第三号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 第一号ロ、二及びホに掲げる書類

ロ 受有する承認証の写し

第六十五条の三 承認は、次の各号のいずれかに該当する者について行つた。ただし、承認を受けたことのある者については、当該者がその効力が失われる日以前一年以内に新たに承認の申請をした場合に限り、これを行つた。

一 国土交通大臣が行う承認試験に合格した者

二 国土交通大臣が指定する締約国資格証明書を受有する者であつて、国土交通大臣が法第二十三条第二項の規定により指定する就業範囲(以下「指定就業範囲」という。)の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有することを前条第一号ホ及び第二号ロに掲げる書類により確認したもの

三 承認を受けたことのある者であつて、国土交通大臣が指定就業範囲の職務を行う船舶職員として必要な能力(身体適性に関するものに限る。)を有することを前条第一号ホに掲げる書類により確認したもの

2 前項の承認試験は、指定就業範囲の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを総合的に判定することを目的として行つた。

3 第一項の承認試験は、身体検査及び口述試験とする。

第六十五条の四 締約国資格受有者承認原簿には、次の事項を登録する。

- 一 指定就業範囲
- 二 承認の年月日及び承認証の番号

三 本籍の都道府県名、氏名、出生の年月日及び性別

四 承認証を再交付したときは、その旨、事由及び再交付の年月日

五 業務の停止又は戒告の処分があつたときは、その旨、事由、停止期間及び処分の年月日

第六十五条の五 承認証の様式は、第十六号様式とする。

第六十五条の六 第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項(第一号及び第四号に係るものを除く。)、第二項(第一号、第二号及び第四号に係るものを除く。)、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項(第一号に係るものを除く。)、及び第二項、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の規定は承認を受けた者、その承認又は承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條の海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
第七條の海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
見出し及び第十四條(見出しを含む)	見出し及び第十四條(見出しを含む)
第七條第一項	第十五號様式
第九條	第七條
第十條第八號様式	第十五號様式
第十一條	第七條
第十一條(見出しを含む)	承認証用写真票
第十一條	承認証用写真票
第三條第一項、第六十五條の二又四條の二第一項若しくは第六十五條の六若しくは第三項、第七條第一項、第九條の五の二第一項若しくは第二項、第九條の五の三	第三條第一項、第六十五條の二又四條の二第一項若しくは第六十五條の六若しくは第三項、第七條第一項、第九條の五の二第一項若しくは第二項、第九條の五の三

条において準用する第九條、第八十一條第二項において準用する第九條の五の二第三項又は第八十二條第三項において準用する第九條の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四 第八十條第一項の規定により操縦免許証の有効期間の更新を行うとき。

五 操縦免許証を毀損したため再交付を受けるとき。

六 小型船舶操縦士が、失踪の宣告を受け、又は死亡したときは、同居の親族又は操縦免許証を保管する者は、第一項の手続をしなければならない。

七 前三項の場合において、返すべき操縦免許証が滅失しているときは、その事実を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 前項の場合において、返すべき操縦免許証が滅失しているときは、その事実を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（操縦免許証更新申請書の提出）

第八十九條 第七十條第一項から第三項まで、第七十三條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項、第八十二條第一項若しくは第二項、第八十五條第一項、第八十六條第一項又は前條の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録の抹消）

第九十條 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、小型船舶操縦士免許原簿の登録を抹消する。

一 法第二十三條の六の規定により操縦免許の効力が失われたとき。

二 海難審判法第三條の裁決により操縦免許が取り消されたとき。

三 法第二十三條の七第一項又は第二項の規定により操縦免許を取り消したとき。

四 第八十八條第三項の規定による返納又は同條第四項の規定による届出（同條第三項の場合に限る。）があつたとき。

五 前各号のほか、操縦免許が無効となつたとき。

第十四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条中「前項」とあるのは「第九十條第一項」と、「海技士免許原簿」とあるのは「小型船舶操縦士免許原簿」と、「海技士」とあるのは「小型船舶操縦士」と読み替へるものとする。

（操縦免許の取消し等の通知）

第九十一條 国土交通大臣は、法第二十三條の七第一項又は第二項の規定による処分をしたとき

は、その旨及び事由並びに操縦免許の取消し又は業務の停止の場合には、操縦免許証を返納又は提出すべき地方運輸局等の名称及びその期限を、書面をもつて、当該処分を受けた小型船舶操縦士に通知する。

（操縦免許の業務停止の期間）

第九十二條 法第二十三條の七第一項の規定により業務の停止の処分を受けた小型船舶操縦士は、前条の提出期限内に、操縦免許証を提出しなければならない。

2 小型船舶操縦士の業務の停止の期間は、前条の地方運輸局等において前項の操縦免許証を受領した日から起算する。

（違反行為の内容及び回数等の基準）

第九十三條 法第二十三條の七第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、違反行為に係る累積点数（当該違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内における他の違反行為のそれぞれについて別表第十一号の表に定めるところにより小型船舶操縦士に付した点数の合計をいう。以下同じ。）が、別表第十一号第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたときとする。

（小型船舶操縦者の業務を適正に行うことのできなない者）

第九十四條 法第二十三條の七第二項の国土交通省令で定める者は、第七十五條に規定する身体適性に関する基準を満たしていない者とする。

（操縦免許証の無効の告示）

第九十五條 操縦免許証を滅失したとき、又はこれを返さなければならぬ場合（第八十八條第一項第三号に掲げる場合を除く。）に返さなかつたときは、国土交通大臣は、その操縦免許証が無効であることを告示する。

第六章 小型船舶操縦士国家試験

第一節 操縦試験の種別

第九十六條 操縦試験は、次の各号に掲げる種別とする。

- 一 一級小型船舶操縦士試験
二 二級小型船舶操縦士試験
三 二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験
四 二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験
五 特殊小型船舶操縦士試験

（操縦試験の試験期日の公示）

第九十七條 操縦試験の期日及び場所並びに操縦試験申請書の提出期限その他必要な事項は、国

土交通大臣（指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関。第一百一條第二項及び第三項、第一百四條第三項、第一百六條、第一百七條並びに第一百二十二條第三項において同じ。）が公示する。

第二節 操縦試験の受験資格

（操縦試験の受験資格）

第九十八條 操縦試験は、試験開始期日の前日までに次の各号に掲げる操縦試験の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢の者でなければ、受けることができない。

一 二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験及び特殊小型船舶操縦士試験 十五歳九月以上

二 二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験 十五歳九月以上十八歳未満

三 その他の種別の操縦試験 十七歳九月以上

第三節 操縦試験の実施

（操縦試験の申請）

第九十九條 操縦試験を申請する者は、第二十五号様式による操縦試験申請書に写真及び次に掲げる書類を添えて、操縦試験を受ける地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣（指定試験機関の行う操縦試験を申請する者にあつては、操縦試験を受ける地を管轄する指定試験機関の事務所）に提出しなければならない。

一 住民票の写しその他の氏名及び出生の年月日を証明する書類

二 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し

三 第一百一條第二項の規定による身体検査を受けた者にあつては、医師により試験開始日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書

四 第九十七條の規定による身体検査の省略（同條第一号又は第二号の場合に限る。）を受けようとする者にあつては、小型船舶操縦士身体検査合格証明書又は海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）の資格に係るものに限る。）

五 学科試験に合格している者にあつては、学科試験合格証明書

六 実技試験に合格している者にあつては、実技試験合格証明書

七 第一百二十二條第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者にあつては、同條第二項において準用する第三十二條の規定によ

る乗船履歴の証明書（第一百二十二條第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者で一眼が見えないものにあつては、当該証明書及び一眼が見えなくなつた時期を証明する書類）

八 第一百十三條の規定による学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者にあつては、登録小型船舶教習所の発行する修了証明書（学科試験の免除を受けようとする者にあつては学科試験に対応する必要履修科目を、実技試験の免除を受けようとする者にあつては実技試験に対応する必要履修科目を修得した旨を証明する証明書。以下同じ。）

第九十條 操縦試験の申請は、同時に二以上の種別の操縦試験についてすることはできない。ただし、特殊小型船舶操縦士試験とその他の種別の操縦試験の申請については、同時にすることができ

（操縦試験の身体検査）

第一百一條 身体検査は、別表第九の検査項目の欄に掲げる項目について行う。

2 国土交通大臣は、操縦試験を申請した者が、第九十九條第三号に掲げる書類を提出した場合にあつては、当該書類の内容が別表第九に定める身体検査基準に該当することの確認及び目視その他の簡素な検査をもつて、その者に対する身体検査とすることができ

3 国土交通大臣は、操縦試験を受ける者が別表第九に定める身体検査基準に該当するかどうかの判定に關し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めることができる。

4 第一項の身体検査に合格しない者に対しては、学科試験及び実技試験は行わない。ただし、身体検査器具の故障その他の事由により、別表第九の検査項目の一部の項目の検査を行うことができない場合にあつては、身体検査を行う前に学科試験を行うことができる。

（操縦試験の学科試験）

第一百二條 学科試験は、別表第十二の操縦試験の種別ごとに掲げる試験科目について行う。

第一百三條 操縦試験の学科試験は筆記試験とする。

2 前項の筆記試験は、あらかじめ公示することにより、口述試験をもつて代えることができる。

二号限定)	要履修科目を修得した者にあつては実技試験
次条第一二級小型必要履修科目の全部を修得号一の船舶操縦士(第一及び実技試験、学科試験に船舶教習所限定)	試験 実技試験に修得した者にあつては学科試験 実技試験に修得した者にあつては実技試験
次条第一特殊小型必要履修科目の全部を修得号一の船舶操縦士(第一及び実技試験、学科試験に船舶教習所限定)	試験 実技試験に修得した者にあつては学科試験 実技試験に修得した者にあつては実技試験
次条第二一級小型学科試験	試験 実技試験に修得した者にあつては学科試験 実技試験に修得した者にあつては実技試験
次条第二二級小型学科試験	試験 実技試験に修得した者にあつては学科試験 実技試験に修得した者にあつては実技試験

第五節 登録小型船舶教習所

第百十四条 法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。

- 一 第一種教習所(その教習を目的とする小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第百十二条第一項に規定する乗船履歴を有しない者を対象とする教習所をいう。以下同じ。)
- イ 一級小型船舶操縦士第一種教習所(一級小型船舶操縦士の教習を目的とする第一種教習所をいう。)
- ロ 二級小型船舶操縦士第一種教習所(二級小型船舶操縦士(その操縦免許について第六十八条第一号の規定による技能限定がなされた者を除く。)の教習を目的とする第一種教習所をいう。)

第百十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 十五歳以上の者(第二種登録小型船舶教習所にあつては、当該登録小型船舶教習所が教習を目的とする操縦試験の種類に応じ、第九十八条に規定する年齢に達し、かつ、第百十二条第一項に規定する乗船履歴を有する者)について教習を行うものであること。
- 二 次に掲げる要件に適合する者(以下「登録小型船舶教習所管理者」という。)が登録小型船舶教習所事務を管理すること(学校等である場合を除く。)
- イ 二十五歳以上の者であること。
- ロ 過去二年間に登録小型船舶教習所の修了証明書の発行若しくは操縦試験に関し不正な行為を行った者又は若しくは法に基づき命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。
- ハ 登録小型船舶教習所事務を適正に管理できると認められる者であること。
- ニ 小型船舶操縦者の教習について必要な知識及び経験を有する者であること。
- 三 告示で定める必要履修科目の教習時間等の教習の内容及び教習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

第百十六条 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の受講の申請に関する事項
- 二 第百十四条各号に規定する登録小型船舶教習所のうち当該登録小型船舶教習所が行うもの
- 三 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 四 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の日程、公示方法その他登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の方法に関する事項

第百十七条 法第二十三条の三十三において準用する法第二十三条の九(法第二十三条の九)の三第二項において準用する場合を含む。

第三号	法別表第一	法別表第四
第四号	法別表第二	法別表第五
第五号	法別表第三	法別表第六
第六号	法別表第四	法別表第七
第七号	法別表第五	法別表第八
第八号	法別表第六	法別表第九
第九号	法別表第七	法別表第十
第十号	法別表第八	法別表第十一
第十一号	法別表第九	法別表第十二
第十二号	法別表第十	法別表第十三
第十三号	法別表第十一	法別表第十四
第十四号	法別表第十二	法別表第十五
第十五号	法別表第十三	法別表第十六
第十六号	法別表第十四	法別表第十七
第十七号	法別表第十五	法別表第十八
第十八号	法別表第十六	法別表第十九
第十九号	法別表第十七	法別表第二十
第二十号	法別表第十八	法別表第二十一
第二十一号	法別表第十九	法別表第二十二
第二十二号	法別表第二十	法別表第二十三
第二十三号	法別表第二十一	法別表第二十四
第二十四号	法別表第二十二	法別表第二十五
第二十五号	法別表第二十三	法別表第二十六
第二十六号	法別表第二十四	法別表第二十七
第二十七号	法別表第二十五	法別表第二十八
第二十八号	法別表第二十六	法別表第二十九
第二十九号	法別表第二十七	法別表第三十
第三十号	法別表第二十八	法別表第三十一
第三十一号	法別表第二十九	法別表第三十二
第三十二号	法別表第三十	法別表第三十三
第三十三号	法別表第三十一	法別表第三十四
第三十四号	法別表第三十二	法別表第三十五
第三十五号	法別表第三十三	法別表第三十六
第三十六号	法別表第三十四	法別表第三十七
第三十七号	法別表第三十五	法別表第三十八
第三十八号	法別表第三十六	法別表第三十九
第三十九号	法別表第三十七	法別表第四十
第四十号	法別表第三十八	法別表第四十一
第四十一号	法別表第三十九	法別表第四十二
第四十二号	法別表第四十	法別表第四十三
第四十三号	法別表第四十一	法別表第四十四
第四十四号	法別表第四十二	法別表第四十五
第四十五号	法別表第四十三	法別表第四十六
第四十六号	法別表第四十四	法別表第四十七
第四十七号	法別表第四十五	法別表第四十八
第四十八号	法別表第四十六	法別表第四十九
第四十九号	法別表第四十七	法別表第五十
第五十号	法別表第四十八	法別表第五十一
第五十一号	法別表第四十九	法別表第五十二
第五十二号	法別表第五十	法別表第五十三
第五十三号	法別表第五十一	法別表第五十四
第五十四号	法別表第五十二	法別表第五十五
第五十五号	法別表第五十三	法別表第五十六
第五十六号	法別表第五十四	法別表第五十七
第五十七号	法別表第五十五	法別表第五十八
第五十八号	法別表第五十六	法別表第五十九
第五十九号	法別表第五十七	法別表第六十
第六十号	法別表第五十八	法別表第六十一
第六十一号	法別表第五十九	法別表第六十二
第六十二号	法別表第六十	法別表第六十三
第六十三号	法別表第六十一	法別表第六十四
第六十四号	法別表第六十二	法別表第六十五
第六十五号	法別表第六十三	法別表第六十六
第六十六号	法別表第六十四	法別表第六十七
第六十七号	法別表第六十五	法別表第六十八
第六十八号	法別表第六十六	法別表第六十九
第六十九号	法別表第六十七	法別表第七十
第七十号	法別表第六十八	法別表第七十一
第七十一号	法別表第六十九	法別表第七十二
第七十二号	法別表第七十	法別表第七十三
第七十三号	法別表第七十一	法別表第七十四
第七十四号	法別表第七十二	法別表第七十五
第七十五号	法別表第七十三	法別表第七十六
第七十六号	法別表第七十四	法別表第七十七
第七十七号	法別表第七十五	法別表第七十八
第七十八号	法別表第七十六	法別表第七十九
第七十九号	法別表第七十七	法別表第八十
第八十号	法別表第七十八	法別表第八十一
第八十一号	法別表第七十九	法別表第八十二
第八十二号	法別表第八十	法別表第八十三
第八十三号	法別表第八十一	法別表第八十四
第八十四号	法別表第八十二	法別表第八十五
第八十五号	法別表第八十三	法別表第八十六
第八十六号	法別表第八十四	法別表第八十七
第八十七号	法別表第八十五	法別表第八十八
第八十八号	法別表第八十六	法別表第八十九
第八十九号	法別表第八十七	法別表第九十
第九十号	法別表第八十八	法別表第九十一
第九十一号	法別表第八十九	法別表第九十二
第九十二号	法別表第九十	法別表第九十三
第九十三号	法別表第九十一	法別表第九十四
第九十四号	法別表第九十二	法別表第九十五
第九十五号	法別表第九十三	法別表第九十六
第九十六号	法別表第九十四	法別表第九十七
第九十七号	法別表第九十五	法別表第九十八
第九十八号	法別表第九十六	法別表第九十九
第九十九号	法別表第九十七	法別表第一百
第一百号	法別表第九十八	法別表第一百零一
第一百零一号	法別表第九十九	法別表第一百零二
第一百零二号	法別表第一百	法別表第一百零三
第一百零三号	法別表第一百零一	法別表第一百零四
第一百零四号	法別表第一百零二	法別表第一百零五
第一百零五号	法別表第一百零三	法別表第一百零六
第一百零六号	法別表第一百零四	法別表第一百零七
第一百零七号	法別表第一百零五	法別表第一百零八
第一百零八号	法別表第一百零六	法別表第一百零九
第一百零九号	法別表第一百零七	法別表第一百一十
第一百一十号	法別表第一百零八	法別表第一百一十一
第一百一十一号	法別表第一百零九	法別表第一百一十二
第一百一十二号	法別表第一百一十	法別表第一百一十三
第一百一十三号	法別表第一百一十一	法別表第一百一十四
第一百一十四号	法別表第一百一十二	法別表第一百一十五
第一百一十五号	法別表第一百一十三	法別表第一百一十六
第一百一十六号	法別表第一百一十四	法別表第一百一十七
第一百一十七号	法別表第一百一十五	法別表第一百一十八
第一百一十八号	法別表第一百一十六	法別表第一百一十九
第一百一十九号	法別表第一百一十七	法別表第一百二十
第一百二十号	法別表第一百一十八	法別表第一百二十一
第一百二十一号	法別表第一百一十九	法別表第一百二十二
第一百二十二号	法別表第一百二十	法別表第一百二十三
第一百二十三号	法別表第一百二十一	法別表第一百二十四
第一百二十四号	法別表第一百二十二	法別表第一百二十五
第一百二十五号	法別表第一百二十三	法別表第一百二十六
第一百二十六号	法別表第一百二十四	法別表第一百二十七
第一百二十七号	法別表第一百二十五	法別表第一百二十八
第一百二十八号	法別表第一百二十六	法別表第一百二十九
第一百二十九号	法別表第一百二十七	法別表第一百三十
第一百三十号	法別表第一百二十八	法別表第一百三十一
第一百三十一号	法別表第一百二十九	法別表第一百三十二
第一百三十二号	法別表第一百三十	法別表第一百三十三
第一百三十三号	法別表第一百三十一	法別表第一百三十四
第一百三十四号	法別表第一百三十二	法別表第一百三十五
第一百三十五号	法別表第一百三十三	法別表第一百三十六
第一百三十六号	法別表第一百三十四	法別表第一百三十七
第一百三十七号	法別表第一百三十五	法別表第一百三十八
第一百三十八号	法別表第一百三十六	法別表第一百三十九
第一百三十九号	法別表第一百三十七	法別表第一百四十
第一百四十号	法別表第一百三十八	法別表第一百四十一
第一百四十一号	法別表第一百三十九	法別表第一百四十二
第一百四十二号	法別表第一百四十	法別表第一百四十三
第一百四十三号	法別表第一百四十一	法別表第一百四十四
第一百四十四号	法別表第一百四十二	法別表第一百四十五
第一百四十五号	法別表第一百四十三	法別表第一百四十六
第一百四十六号	法別表第一百四十四	法別表第一百四十七
第一百四十七号	法別表第一百四十五	法別表第一百四十八
第一百四十八号	法別表第一百四十六	法別表第一百四十九
第一百四十九号	法別表第一百四十七	法別表第一百五十
第一百五十号	法別表第一百四十八	法別表第一百五十一
第一百五十一号	法別表第一百四十九	法別表第一百五十二
第一百五十二号	法別表第一百五十	法別表第一百五十三
第一百五十三号	法別表第一百五十一	法別表第一百五十四
第一百五十四号	法別表第一百五十二	法別表第一百五十五
第一百五十五号	法別表第一百五十三	法別表第一百五十六
第一百五十六号	法別表第一百五十四	法別表第一百五十七
第一百五十七号	法別表第一百五十五	法別表第一百五十八
第一百五十八号	法別表第一百五十六	法別表第一百五十九
第一百五十九号	法別表第一百五十七	法別表第一百六十
第一百六十号	法別表第一百五十八	法別表第一百六十一
第一百六十一号	法別表第一百五十九	法別表第一百六十二
第一百六十二号	法別表第一百六十	法別表第一百六十三
第一百六十三号	法別表第一百六十一	法別表第一百六十四
第一百六十四号	法別表第一百六十二	法別表第一百六十五
第一百六十五号	法別表第一百六十三	法別表第一百六十六
第一百六十六号	法別表第一百六十四	法別表第一百六十七
第一百六十七号	法別表第一百六十五	法別表第一百六十八
第一百六十八号	法別表第一百六十六	法別表第一百六十九
第一百六十九号	法別表第一百六十七	法別表第一百七十
第一百七十号	法別表第一百六十八	法別表第一百七十一
第一百七十一号	法別表第一百六十九	法別表第一百七十二
第一百七十二号	法別表第一百七十	法別表第一百七十三
第一百七十三号	法別表第一百七十一	法別表第一百七十四
第一百七十四号	法別表第一百七十二	法別表第一百七十五
第一百七十五号	法別表第一百七十三	法別表第一百七十六
第一百七十六号	法別表第一百七十四	法別表第一百七十七
第一百七十七号	法別表第一百七十五	法別表第一百七十八
第一百七十八号	法別表第一百七十六	法別表第一百七十九
第一百七十九号	法別表第一百七十七	法別表第一百八十
第一百八十号	法別表第一百七十八	法別表第一百八十一
第一百八十一号	法別表第一百七十九	法別表第一百八十二
第一百八十二号	法別表第一百八十	法別表第一百八十三
第一百八十三号	法別表第一百八十一	法別表第一百八十四
第一百八十四号	法別表第一百八十二	法別表第一百八十五
第一百八十五号	法別表第一百八十三	法別表第一百八十六
第一百八十六号	法別表第一百八十四	法別表第一百八十七
第一百八十七号	法別表第一百八十五	法別表第一百八十八
第一百八十八号	法別表第一百八十六	法別表第一百八十九
第一百八十九号	法別表第一百八十七	法別表第一百九十
第一百九十号	法別表第一百八十八	法別表第一百九十一
第一百九十一号	法別表第一百八十九	法別表第一百九十二
第一百九十二号	法別表第一百九十	法別表第一百九十三
第一百九十三号	法別表第一百九十一	法別表第一百九十四
第一百九十四号	法別表第一百九十二	法別表第一百九十五
第一百九十五号	法別表第一百九十三	法別表第一百九十六
第一百九十六号	法別表第一百九十四	法別表第一百九十七
第一百九十七号	法別表第一百九十五	法別表第一百九十八
第一百九十八号	法別表第一百九十六	法別表第一百九十九
第一百九十九号	法別表第一百九十七	法別表第二百
第二百号	法別表第一百九十八	法別表第二百零一
第二百零一号	法別表第一百九十九	法別表第二百零二
第二百零二号	法別表第二百	法別表第二百零三
第二百零三号	法別表第二百零一	法別表第二百零四
第二百零四号	法別表第二百零二	法別表第二百零五
第二百零五号	法別表第二百零三	法別表第二百零六
第二百零六号	法別表第二百零四	法別表第二百零七
第二百零七号	法別表第二百零五	法別表第二百零八
第二百零八号	法別表第二百零六	法別表第二百零九
第二百零九号	法別表第二百零七	法別表第二百一十
第二百一十号	法別表第二百零八	法別表第二百一十一
第二百一十一号	法別表第二百零九	法別表第二百一十二
第二百一十二号	法別表第二百一十	法別表第二百一十三
第二百一十三号	法別表第二百一十一	法別表第二百一十四
第二百一十四号	法別表第二百一十二	法別表第二百一十五
第二百一十五号	法別表第二百一十三	法別表第二百一十六
第二百一十六号	法別表第二百一十四	法別表第二百一十七
第二百一十七号	法別表第二百一十五	法別表第二百一十八
第二百一十八号	法別表第二百一十六	法別表第二百一十九
第二百一十九号	法別表第二百一十七	法別表第二百二十
第二百二十号	法別表第二百一十八	法別表第二百二十一
第二百二十一号	法別表第二百一十九	法別表第二百二十二
第二百二十二号	法別表第二百二十	法別表第二百二十三
第二百二十三号	法別表第二百二十一	法別表第二百二十四
第二百二十四号	法別表第二百二十二	法別表第二百二十五
第二百二十五号	法別表第二百二十三	法別表第二百二十六
第二百二十六号	法別表第二百二十四	法別表第二百二十七
第二百二十七号	法別表第二百二十五	法別表第二百二十八
第二百二十八号	法別表第二百二十六	法別表第二百二十九
第二百二十九号	法別表第二百二十七	法別表第二百三十
第二百三十号	法別表第二百二十八	法別表第二百三十一
第二百三十一号	法別表第二百二十九	法別表第二百三十二
第二百三十二号	法別表第二百三十	法別表第二百三十三
第二百三十三号	法別表第二百三十一	法別表第二百三十四
第二百三十四号	法別表第二百三十二	法別表第二百三十五
第二百三十五号	法別表第二百三十三	法別表第二百三十六
第二百三十六号	法別表第二百三十四	法別表第二百三十七
第二百三十七号	法別表第二百三十五	法別表第二百三十八
第二百三十八号	法別表第二百三十六	法別表第二百三十九
第二百三十九号	法別表第二百三十七	法別表第二百四十
第二百四十号	法別表第二百三十八	法別表第二百四十一
第二百四十一号	法別表第二百三十九	法別表第二百四十二
第二百四十二号	法別表第二百四十	法別表第二百四十三
第二百四十三号	法別表第二百四十一	法別表第二百四十四
第二百四十四号	法別表第二百四十二	法別表第二百四十五
第二百四十五号	法別表第二百四十三	法別表第二百四十六
第二百四十六号	法別表第二百四十四	法別表第二百四十七
第二百四十七号	法別表第二百四十五	法別表第二百四十八
第二百四十八号	法別表第二百四十六	法別表第二百四十九
第二百四十九号	法別表第二百四十七	法別表第二百五十
第二百五十号	法別表第二百四十八	法別表第二百五十一
第二百五十一号	法別表第二百四十九	法別表第二百五十二
第二百五十二号	法別表第二百五十	法別表第二百五十三
第二百五十三号	法別表第二百五十一	法別表第二百五十四
第二百五十四号	法別表第二百五十二	法別表第二百五十五
第二百五十五号	法別表第二百五十三	法別表第二百五十六
第二百五十六号	法別表第二百五十四	法別表第二百五十七
第二百五十七号	法別表第二百五十五	法別表第二百五十八
第二百五十八号	法別表第二百五十六	法別表第二百五十九
第二百五十九号	法別表第二百五十七	法別表第二百六十
第二百六十号	法別表第二百五十八	法別表第二百六十一
第二百六十一号	法別表第二百五十九	法別表第二百六十二
第二百六十二号	法別表第二百六十	法別表第二百六十三
第二百六十三号	法別表第二百六十一	法別表第二百六十四
第二百六十四号	法別表第二百六十二	法別表第二百六十五
第二百六十五号	法別表第二百六十三	法別表第二百六十六
第二百六十六号	法別表第二百六十四	法別表第二百六十七
第二百六十七号	法別表第二百六十五	法別表第二百六十八
第二百六十八号	法別表第二百六十六	法別表第二百六十九
第二百六十九号	法別表第二百六十七	法別表第二百七十
第二百七十号	法別表第二百六十八	法別表第二百七十一
第二百七十一号	法別表第二百六十九	法別表第二百七十二
第二百七十二号	法別表第二百七十	法別表第二百七十三
第二百七十三号	法別表第二百七十一	法別表第二百七十四
第二百七十四号	法別表第二百七十二	法別表第二百七十五
第二百七十五号	法別表第二百七十三	法別表第二百七十六
第二百七十六号	法別表第二百七十四	法別表第二百七十七
第二百七十七号	法別表第二百七十五	法別表第二百七十八
第二百七十八号	法別表第二百七十六	法別表第二百七十九
第二百七十九号	法別表第二百七十七	法別表第二百八十
第二百八十号	法別表第二百七十八	法別表第二百八十一
第二百八十一号	法別表第二百七十九	法別表第二百八十二
第二百八十二号	法別表第二百八十	法別表第二百八十三
第二百八十三号	法別表第二百八十一	法別表第二百八十四
第二百八十四号		

第三号から第五号まで	第三号の四	第三号の五、第三号の七及び第三号の九	第三号の七	第三号の九	第三号の十	第三号の十一	第三号の十二	第三号の十二	第三号の十二	第二項
登録海技免登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号	登録海技免登録小型船舶教習所の二第二項各号
登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所	登録海技免登録小型船舶教習所

（国の機関であつて小型船舶教習所の登録を受けたものの特例）

第九十九条 国の機関であつて小型船舶教習所の登録を受けたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

申請書を、登録を受書面をも	届出書	書面
登録を受けたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。		

第一百零八条 申請書を、登録を受書面をも

第一百零八条 申請書を、登録を受書面をも

第一百零八条 申請書を、登録を受書面をも

第七百二十条から第七百二十四条まで 削除

第七章 小型船舶操縦者の乗船等

第七百二十五条 令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以内の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。（令第十三条第一項第二号ロ（一）の国土交通省令で定める区域）

第七百二十六条 令第十三条第一項第二号ロ（一）の国土交通省令で定める区域は、A1水域及びA2水域とする。

第七百二十七条 令別表第二備考1の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 長さ四メートル未満、かつ、幅一・六メートル未満の小型船舶であること。

二 定員が二名以上の小型船舶にあつては、操縦位置及び乗船者の着座位置が直列のものであること。

三 ハンドルバー方式の操縦装置を用いる小型船舶その他の身体のバランスを用いて操縦を行うことが必要な小型船舶であること。

四 推進機関として内燃機関を使用したジェット式ポンプを駆動させることによつて航行する小型船舶であること。

五 操縦者が船外に転落した際、推進機関が自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の小型船舶が船外に転落した操縦者から大きく離れないような機能を有すること。

第七百二十八条 令別表第二備考2第一号の国土交通省令で定める区域は、次に掲げる水域とする。

一 平水区域

二 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域

第七百二十九条 令別表第二備考2第二号の国土交通省令で定める小型船舶は、母船から半径一海里以内の区域を航行する小型船舶とする。

第七百三十条 令別表第二備考2第三号の国土交通省令で定める小型船舶は、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶であつて第七百二十八条に規定する区域のみを航行するものとする。

第七百三十一条 法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第七百三十二条 法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、

第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

2 前項の特例許可申請書は、船舶所有者の住所を管轄する地方運輸局（当該住所が本邦外にあるときは、関東運輸局）の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。

第七百三十三条 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行った場合について準用する。

第八章 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十一条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十二条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十三条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十四条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十五条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十六条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十七条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十八条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第八十九条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十一条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十二条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十三条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十四条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十五条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十六条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十七条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十八条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第九十九条 小型船舶操縦者の遵守事項等

第一百条 小型船舶操縦者の遵守事項等

一 乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許を受付けた者が当該小型船舶を操縦する場合。ただし、法第二十三条の三第二項に基づく技能限定がなされた操縦免許を受けた者については、当該小型船舶がその限定された区域を航行し、その限定された大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものである場合に限る。

二 漁業法第二十一条に規定する漁業、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業その他の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶をその事業に従事する者が操縦する場合

四 帆走中の帆船において小型船舶操縦者が操縦の指揮監督を行う場合

五 指定試験機関の小型船舶操縦士試験員又は教習所の教員が操縦の指揮監督を行う場合

一 乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許を受付けた者が当該小型船舶を操縦する場合。ただし、法第二十三条の三第二項に基づく技能限定がなされた操縦免許を受けた者については、当該小型船舶がその限定された区域を航行し、その限定された大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものである場合に限る。

二 漁業法第二十一条に規定する漁業、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業その他の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶をその事業に従事する者が操縦する場合

四 帆走中の帆船において小型船舶操縦者が操縦の指揮監督を行う場合

五 指定試験機関の小型船舶操縦士試験員又は教習所の教員が操縦の指揮監督を行う場合

資格についての試験		資格についての試験		資格についての試験		資格についての試験	
試験科目	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目
筆記	口述	筆記	口述	筆記	口述	筆記	口述
四級海技士(航海)、五級海技士(航海)、四級海技士(機関)又は五級海技士(機関)の資格に就いての海技試験	海技試験	六級海技士(航海)又は六級海技士(機関)の資格に就いての海技試験	海技試験	二級海技士(通身検査)試験	二級海技士(通身検査)試験	三級海技士(通身検査)又は四級海技士(電子通信)試験	三級海技士(通身検査)又は四級海技士(電子通信)試験
項の規定により同項に規定する電子情報処理組織のうち筆記に係るものを申請する場合にあっては、五千三百円	五千五百円	項の規定により同項に規定する電子情報処理組織のうち筆記に係るものを申請する場合にあっては、二千三百円	三千円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織のうち口述に係るものを申請する場合にあっては、二千九百円)	八千七百七十円	五千円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して学科試験を受ける場合にあつては、当該額に六千九百円を加算した額とする。)	八千七百七十円	五千円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して学科試験を受ける場合にあつては、当該額に六千九百円を加算した額とする。)
1	2	3	4	5	6	7	8
1 一級海技士(通身検査)試験	2 海技免状の有効期間の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千七百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千六百円)とする。	3 海技免状の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千四百円)とする。	4 海技免許について付されている履歴限定の解除等又は能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千二百五十円)とする。	5 第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、五千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認を申請する場合(以下この条において「電子承認申請の場合」という。)にあつては、五千円)とする。	6 第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者のうち、外国において承認試験を受けるものが納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に六千円(電子承認申請の場合にあつては、五千九百円)を加算した額とする。	7 第六十五条の三第二号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千八百円(電子承認申請の場合にあつては、二千六百円)とする。	8 第六十五条の三第三号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千七百円(電子承認申請の場合にあつては、二千四百五十円)とする。
12	11	10	9	8	7	6	5
12 既に納めた手数料は、いかなる事由がある場合にも、返さない。	11 法第二十六条の規定による手数料又は登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)の規定による登録免許税は、手数料若しくは登録免許税の額に相当する額の収入印紙又は登録免許税の納付に係る領収書を、第二十六号様式による納付書にはつて納めなければならない。この場合においては、収入印紙に消印してはならない。	10 縮約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあっては、千四百円)とする。	9 承認証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千四百円)とする。	8 第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千七百円(電子承認申請の場合にあつては、二千四百五十円)とする。	7 第六十五条の三第二号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千八百円(電子承認申請の場合にあつては、二千六百円)とする。	6 第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者のうち、外国において承認試験を受けるものが納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に六千円(電子承認申請の場合にあつては、五千九百円)を加算した額とする。	5 第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、五千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認を申請する場合(以下この条において「電子承認申請の場合」という。)にあつては、五千円)とする。
4	3	2	1	12	11	10	9
4 履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千二百五十円)とする。	3 操縦免許証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千二百五十円)とする。	2 操縦免許証の有効期間の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千三百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新を申請する場合にあっては、千二百五十円)とする。	1 操縦試験の種別 金額 一級小型船舶操縦士試験 三千四百五十円 二級小型船舶操縦士試験 二千八百円 三級小型船舶操縦士試験 二千七百円 四級小型船舶操縦士試験 二千六百円 五級小型船舶操縦士試験 二千五百円 六級小型船舶操縦士試験 二千四百円 七級小型船舶操縦士試験 二千三百円 八級小型船舶操縦士試験 二千二百円 九級小型船舶操縦士試験 二千一百円 十級小型船舶操縦士試験 二千円	12 既に納めた手数料は、いかなる事由がある場合にも、返さない。	11 法第二十六条の規定による手数料又は登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)の規定による登録免許税は、手数料若しくは登録免許税の額に相当する額の収入印紙又は登録免許税の納付に係る領収書を、第二十六号様式による納付書にはつて納めなければならない。この場合においては、収入印紙に消印してはならない。	10 縮約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあっては、千四百円)とする。	9 承認証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあっては、千四百円)とする。

項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五百円」とする。

5 前三項に定めるもののほか、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあつては、千五百円）とする。

6 前条第十一項（指定試験機関に納める場合を除く。）の規定は、操縦免許に係る手数料又は登録免許税について、同条第十二項の規定は、操縦免許に係る手数料について準用する。（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二 法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十四条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免許更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免許状再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別	料金
海技免許講習	レジャー観測者講習 一万九千九百円
海技免許講習	レジャー・自動衝突予防 四万七千九百円
講習	援助装置シミュレータ 百円
講習	救命講習、機関救命講習 一万七千八百円
講習	消火講習 八千八百円
講習	航海英語講習、機関英語講習 一万三千三百円
講習	上級航海英語講習、上級機関英語講習 五万九千九百円
講習	海技免許状更新講習、航海四千四百円
講習	新講習、上級機関更新講習

講習、機関更新講習、通信更新講習	講習、機関更新講習、通信更新講習	講習、機関更新講習、通信更新講習	講習、機関更新講習、通信更新講習	講習、機関更新講習、通信更新講習	講習、機関更新講習、通信更新講習
特定操縦免許講習	六万一千六百円	特定漁船講習学科講習	五万三千円	海技免許状更新講習	十円
操縦免許証更新講習	三千七百五十円	実技講習	十二万一千円	海技免許状更新講習、上級機関失効講習	九千四百円
電子海図情報表示装置講習	十三万九千九百円	操縦免許証失効再交付講習	九千四百円	海技免許状失効講習、上級機関失効講習	三万三千四百円
海技免許状失効講習	三万三千四百円	特定漁船講習	九千四百円	海技免許状失効講習、上級機関失効講習	三万三千四百円
海技免許状失効講習	三万三千四百円	特定漁船講習	九千四百円	海技免許状失効講習、上級機関失効講習	三万三千四百円

一 法第七十条の二第三項第二号（法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の規定による認定

二 法第十九条第三項の規定による届出の受理

三 法第十九条第三項の規定による命令

四 法第二十条第一項の許可及び同条第二項の規定による権限（第六十三条第五号に掲げる事由に係るものを除く。）

五 法第二十三条の二十五の登録及びその更新

六 法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七 登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の六第一項の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の九の規定による命令

ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の十の規定による命令

ヘ 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の十一の規定による命令

ト 法第二十三条の十五の規定による公示

八 法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する講習所に係るものに限る。）

九 法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

十 登録小型船舶講習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の六第一項の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の九の規定による命令

ホ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の十の規定による命令

ヘ 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の十一の規定による命令

ト 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の十五の規定による公示

十一 法第二十三条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

十二 法第二十三条第三項の規定による公示

十三 法第二十八条（第四条の三、第九条の三第二項及び第六十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四 第三十七条第一項の規定による申請の受理

十五 第四十五条第二項の規定による公示（第二十二条第一項の臨時試験に係るものに限る。）

十六 第五十条第一項の規定による通知及び公示

十七 第五十条第二項から第五項までの規定による証明書の交付

十八 第五十一条の規定による認定

十九 第七十六条第二項の規定による認定

二十 第九十九条の規定による公示

二十一 第九十九条の規定による申請の受理

二十二 第百三条第二項の規定による公示

二十三 第百六条の規定による証明書の交付

二十四 第百七条の規定による認定

二十五 第百三十五条第六号の規定による権限

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

二 法第二十三条の二十八において準用する法第二十三条の十三の規定による権限

三 法第二十三条の三十二において準用する法第二十三条の十三の規定による権限

四 法第二十四条の規定による処分及びその取消し

五 法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

（外国船舶の監督）

第百四十六条 法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条（a）から（d）までに掲げる船舶以外の船舶とする。

第百四十七条 この省令に規定する申請書のうちOCRに用いるもの（次項及び第三項において「OCR申請書」という。）は、その紙質、印刷等について国土交通大臣の定める基準に適合するものでなければならない。

2 OCR申請書は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

3 OCR申請書の記載方法は、告示で定める。

附則 抄

（施行期日）

1 この省令は、法施行の日（昭和二十六年十月十五日）から施行する。

（省令の改廃）

2 左に掲げる省令は、廃止する。

船舶職員法施行細則（昭和十九年運輸通信省令第百十三号）

船舶職員試験規程（昭和十九年運輸通信省令第百十四号）

船舶職員試験規程ノ特例ニ関スル件（昭和十七年運輸通信省令第百二二号）

海技免許状再交付ニ関スル件（大正十二年運輸通信省令第六十五号）

4 船舶職員法施行細則、船舶職員試験規程又は臨時船舶管理法施行規則によつてした申請、認可、証明その他の行為は、この省令中これに相

1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

2 昭和四十四年十月一日以前に開始された海技従事者国家試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者については、改正後の第五十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状及び次項の規定により交付した海技免状は、改正後の第二号様式による海技免状とみなす。

附則 (昭和四十六年六月一日運輸省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月二三日運輸省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日)

この省令は、法の施行の日 (昭和四十六年六月二十四日) から施行する。

附則 (昭和四十七年三月七日運輸省令第五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

3 この省令の施行前の期間に係る乗船履歴については、この省令による改正後の船舶職員法施行規則第三十二条の規定にかかわらず、この省令の施行前に受けたこの省令による改正前の船舶法施行規則第二十三条第一項の規定による運輸省船員局長の証明により証明されれば足り

附則 (昭和四十七年五月一三日運輸省令第三二号) 抄

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附則 (昭和四十七年九月六日運輸省令第五五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年九月三〇日運輸省令第五八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月一九日運輸省令第七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月二七日運輸省令第九号) 抄

1 (施行期日)

この省令は、法の施行の日 (昭和四十八年七月一日) から施行する。

附則 (昭和四十八年二月一四日運輸省令第四八号) 抄

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律 (昭和四十八年法律第八十号) の施行の日 (昭和四十八年十二月十四日) から施行する。

附則 (昭和四十九年五月二五日運輸省令第九号) 抄

この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律 (昭和四十九年法律第三号) の施行の日 (昭和四十九年五月二十六日) から施行する。

第三号 抄

この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状及び次項の規定により交付した海技免状は、新規則第二号様式による海技免状とみなす。

2 運輸大臣は、昭和五十年六月三十日まで、第一条の規定による改正前の船舶職員法施行規則 (以下「旧規則」という。) 第二号様式による海技免状を交付し、又は再交付することができ、この場合において、甲種船長、甲種一等航海士、甲種二等航海士、甲種機関長、甲種一等機関士、甲種二等機関士、甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格に係る海技免状であつて次に掲げるもの以外のものにあつては、当該海技免状の第一頁中央余白部に写真 (縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル) をはり、かつ、割印をするものとする。

一 昭和四十九年六月三十日までに行われる試験に合格した者について行う免許を申請する者に対して交付する海技免状

二 この省令の施行の際現に海技免状の訂正又は再交付の申請をしている者に対して交付し、又は再交付する海技免状

第六号 抄

この省令の施行の際旧規則第四十四条第一項の試験又は旧規則第四十五条第一項の試験 (同項第二号に掲げる学術試験に係るものに限る。) について一の試験の筆記試験に合格している者が筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、新規則第五十二条ただし書の規定にかかわらず、当該試験に対応する新規則第四十四条第一項の試験又は新規則第四十五条第一項の

試験 (同項第二号に掲げる学科試験に係るものに限る。) の開始期日前にこの省令の施行の日から起算して十年を経過しない場合に限り、その試験の筆記試験は行わない。

第七号 抄

この省令の施行前の期間に係る乗船履歴で、丙種航海士試験、丙種機関士試験、丙種機関士試験又は丙種船舶通信士試験に對し、旧規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合するもの (同表の乗船履歴中間の欄に掲げる必要乗船期間に達しないもので、新規則第三十一条の規定に準じ、この省令の施行後の期間に係る乗船履歴で当該試験の種別に応じ新規則別表第一の乗船履歴中間の欄に掲げる必要乗船期間に達しないものと通算した場合に、当該要件に適合することとなるものを含む。) は、この省令の施行の日から十年を経過しない日から開始する当該種別の試験を受ける場合に限り、新規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴とみなす。

第八号 抄

この省令の施行の際総トン数五トン未満の船舶 (旅客運送の用に供するものを除く。) において船舶の操舵に従事している者は、総トン数百トン未満の船舶において船舶の操舵に従事した期間が二月以上ある場合 (当該期間に総トン数五トン未満の船舶において船舶の操舵に従事した期間が一月以上ある場合に限る。) において、この省令の施行の日から三年を経過しない日から開始する湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験を受ける場合に限り、新規則別表第六の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴を有するものとみなす。

第九号 抄

前項の乗船履歴の証明については、新規則第五十四条第二項において準用する新規則第三十二条第一項の規定は、適用しない。

第十号 抄

この省令の施行前に行われた試験に係る筆記試験科目免除証明書交付申請書の様式については、第四号様式の二の改正規定 (第三号) を改める部分を除く。) による改正後の同様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十一号 抄

船舶職員法施行規則 (以下「規則」という。) 第五十二条の規定の適用については、規則附則第五項の規定により次の表の上欄に掲げる試験が行われない間に限り、この省令の施行前に行われた試験で同表の中欄に定めるものは、同表の下欄に定める試験と同種別の試験とみなす。

四級海技士 (機)	乙種一等機関	丙種機関	乙種一等
士試験	士試験	士試験	士試験
機	機	機	機
関	関	関	関
士	士	士	士
試	試	試	試
験	験	験	験

1 この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年一月一日運輸省令第四二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年五月三一日運輸省令第二〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中船舶職員法施行規則第四十条に次の一項を加える改正規定並びに同令別表第三、別表第四及び別表第五の改正規定は、昭和五十年六月十五日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二一日運輸省令第四〇号) 抄

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第一項第九号、第六十号の二第三項、第一号様式その一、第一号様式その三及び別表第一の改正規定並びに第四号様式の二の改正規定 (第三号) を改める部分に限る。) 並びに次項、附則第三項及び第七項の規定は、公布の日から施行する。

1 (施行期日)

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七号第一項第九号、第六十号の二第三項、第一号様式その一、第一号様式その三及び別表第一の改正規定並びに第四号様式の二の改正規定 (第三号) を改める部分に限る。) 並びに次項、附則第三項及び第七項の規定は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七号第一項第九号、第六十号の二第三項、第一号様式その一、第一号様式その三及び別表第一の改正規定並びに第四号様式の二の改正規定 (第三号) を改める部分に限る。) 並びに次項、附則第三項及び第七項の規定は、公布の日から施行する。

試験 (同項第二号に掲げる学科試験に係るものに限る。) の開始期日前にこの省令の施行の日から起算して十年を経過しない場合に限り、その試験の筆記試験は行わない。

第七号 抄

この省令の施行前の期間に係る乗船履歴で、丙種航海士試験、丙種機関士試験、丙種機関士試験又は丙種船舶通信士試験に對し、旧規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合するもの (同表の乗船履歴中間の欄に掲げる必要乗船期間に達しないもので、新規則第三十一条の規定に準じ、この省令の施行後の期間に係る乗船履歴で当該試験の種別に応じ新規則別表第一の乗船履歴中間の欄に掲げる必要乗船期間に達しないものと通算した場合に、当該要件に適合することとなるものを含む。) は、この省令の施行の日から十年を経過しない日から開始する当該種別の試験を受ける場合に限り、新規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴とみなす。

第八号 抄

この省令の施行の際総トン数五トン未満の船舶 (旅客運送の用に供するものを除く。) において船舶の操舵に従事している者は、総トン数百トン未満の船舶において船舶の操舵に従事した期間が二月以上ある場合 (当該期間に総トン数五トン未満の船舶において船舶の操舵に従事した期間が一月以上ある場合に限る。) において、この省令の施行の日から三年を経過しない日から開始する湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験を受ける場合に限り、新規則別表第六の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴を有するものとみなす。

第九号 抄

前項の乗船履歴の証明については、新規則第五十四条第二項において準用する新規則第三十二条第一項の規定は、適用しない。

第十号 抄

この省令の施行前に行われた試験に係る筆記試験科目免除証明書交付申請書の様式については、第四号様式の二の改正規定 (第三号) を改める部分を除く。) による改正後の同様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十一号 抄

船舶職員法施行規則 (以下「規則」という。) 第五十二条の規定の適用については、規則附則第五項の規定により次の表の上欄に掲げる試験が行われない間に限り、この省令の施行前に行われた試験で同表の中欄に定めるものは、同表の下欄に定める試験と同種別の試験とみなす。

四級海技士 (機)	乙種一等機関	丙種機関	乙種一等
士試験	士試験	士試験	士試験
機	機	機	機
関	関	関	関
士	士	士	士
試	試	試	試
験	験	験	験

五級海技士(機乙種二等機関)	士試験	内燃機関乙種二等機関士試験
六級海技士(機丙種機関)	士試験	内燃機関丙種機関士試験

6 この省令の施行前に行われた規則第二十一条に掲げる種類の試験(一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士、三級小型船舶操縦士及び四級小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験並びに丙種船舶通信士試験を除く。)において全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が規則第五十条第四項(次項において準用する場合を含む。)の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、次に受ける当該試験と同種類の試験に限り、当該基準点に達した試験科目ごとに次の各号に掲げる試験科目については、筆記試験を行わない。この場合においては、規則第五十三条第一項ただし書き及び同条第二項の規定を準用する。

- 一 航海術 航海に関する科目
- 二 運用術 運用に関する科目
- 三 法規 法規に関する科目
- 四 機関術 機関に関する科目(その一)及び機関に関する科目(その二)
- 五 執務一般 執務一般に関する科目(甲種二等機関士又はこれより上級の資格についての試験にあつては、英語に係る部分を除く。)
- 六 英語 外国語に係る科目又は執務一般に関する科目(英語に係る部分に限る。)

7 規則第三十七条第一項第八号の規定は、前項の規定により一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者について、規則第五十条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により一部の試験科目について筆記試験を免除されることとなる者について、それぞれ準用する。

附則 (昭和五十一年三月一五日運輸省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十一年五月一五日運輸省令第一八号) 抄
この省令は、昭和五十一年六月二十一日から施行する。

附則 (昭和五十一年八月九日運輸省令第三号)

(施行期日)
1 この省令は、昭和五十一年八月十日から施行する。

(経過措置)
2 この省令による改正前の船舶職員法施行規則(以下「旧規則」という。)の規定による湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験の全部又は一部に合格している者(当該試験に合格したことによりこの省令の施行の日前に免許を受けた者を除く。)については、当該試験は、この省令による改正後の船舶職員法施行規則(以下「新規則」という。)の規定による湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験として実施されたものとみなす。

3 国土交通大臣は、この省令の施行の際旧規則第四条第二項に規定するところにより限定された免許を受けている者の申請があつたときは、当該免許については、その者が船長として乗り組む船舶の航行する区域についての限定を、新規則第四条第五項第一号に規定する区域に変更するものとする。ただし、この省令の施行の日以後免許を申請する時までにこの省令の施行の際受けていた免許が取り消された者については、この限りでない。

附則 (昭和五十一年八月一四日運輸省令第三四号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十一年七月三〇日運輸省令第二四号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中海員学校規則第三条の改正規定(同条の前に見出しとして「(科の目的)」を付する部分に限る。)、第十五条の改正規定及び第三十一条の改正規定並びに第二条中船舶職員法施行規則第二十六条第一項の改正規定、第五十七条第一号の改正規定、第五十八条第二項第一号トの改正規定(「必要履修科目」の下に「(以下この号において、「必要履修科目」という。)」を加える部分に限る。)

附則 (昭和五三年三月二七日運輸省令第一号) 抄
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中第三十七条第一項の改正規定、第六十八条の次に一条を加える改正規定及び第四号様式の二の次に二様式を加える改正規定並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状並びに附則第四項、第五項及び第七項の規定により交付した海技免状は、第一条の規定による改正後の船舶職員法施行規則(以下「新規則」という。)第二号様式による海技免状とみなす。

3 この省令の施行前に開始される海技従事者国家試験(以下「試験」という。)に合格した者が行う免許の申請及び写真の添付については、新規則第三条及び第十一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の規定により免許を申請する者に対して交付する海技免状の様式については、新規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。

5 この省令の施行前に登録事項(海技免状)訂正申請書又は海技免状再交付申請書を提出する者に対して交付する海技免状の様式については、新規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行前に開始される試験の申請については、新規則第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この省令の施行前に船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の規定により一級小型船舶

操縦士の資格についての免許を申請する者に対して交付する海技免状の様式については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年一月二五日運輸省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年七月一日運輸省令第二一号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十五年十二月三十一日までに開始される海技従事者国家試験に係る予備身体検査証明書の様式については、改正後の第四号様式の二の三にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五六年三月二五日運輸省令第七号)
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 昭和五十六年四月三十日までに開始される海技従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年八月二〇日運輸省令第二八号) 抄
この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五七年三月一一日運輸省令第三八号) 抄
この省令は、昭和五十六年九月十五日から施行する。

2 昭和五十七年三月三十一日までに開始される海技従事者国家試験に係る予備身体検査証明書の様式については、改正後の第四号様式の二の三にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五七年三月一一日運輸省令第三号) 抄
この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(昭和五十七年七月十八日)から施行する。

附則 (昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号) 抄

附則 (昭和五三年三月二七日運輸省令第一号) 抄
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 昭和五十四年四月三十日までに開始される海技従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年七月一日運輸省令第二一号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十五年十二月三十一日までに開始される海技従事者国家試験に係る予備身体検査証明書の様式については、改正後の第四号様式の二の三にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五六年三月二五日運輸省令第七号)
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 昭和五十六年四月三十日までに開始される海技従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年八月二〇日運輸省令第二八号) 抄
この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五七年三月一一日運輸省令第三八号) 抄
この省令は、昭和五十六年九月十五日から施行する。

2 昭和五十七年三月三十一日までに開始される海技従事者国家試験に係る予備身体検査証明書の様式については、改正後の第四号様式の二の三にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五七年三月一一日運輸省令第三号) 抄
この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(昭和五十七年七月十八日)から施行する。

附則 (昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号) 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 更新免許者等（改正法附則第四条第二項に規定する更新免許者及び改正法附則第七条第一項の規定により旧資格（改正法附則第四条第一項に規定する旧資格をいう。以下同じ。）に相当する新資格（改正法附則第四条第一項に規定する新資格をいう。以下同じ。）に係る免許を受けた者をいう。以下同じ。）又は改正法附則第八条第二項の規定により旧資格に相当する新資格に係る免許を受けた者は、この省令による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項の規定の適用については、改正法附則第四条第一項の規定により受けたものとみなされ、若しくは改正法附則第七条第一項の規定により受けた免許（以下「更新免許等」という。）又は改正法附則第八条第二項の規定により受けた免許に係る次の各号に掲げる新資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める講習の課程を修了したものとみなす。

一 三級海技士（航海）又はこれより上級の資格
レジャー観測者講習、レジャーシミュレーション講習、救命講習及び消火講習
二 四級海技士（航海）又はこれより下級の資格
レジャー観測者講習、救命講習及び消火講習並びに航海英語講習（改正法附則第四条第四項（改正法附則第七条第二項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による移行講習を修了していない更新免許者等を除く。）
三 海技士（機関）又は海技士（通信） 救命講習及び消火講習

第三条 更新免許者等であつて、更新免許等に係る新資格が海技士（航海）又は海技士（機関）の資格（六級海技士（航海）の資格を除く。）であるものは、新規則第四条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間未満の乗船履歴（同項に規定する乗船履歴をいう。以下この条において同じ。）を有する場合であつても、それぞれ当該各号に定める期間の乗船履歴を有するものとみなす。

一 海技士（航海） 三年
二 海技士（機関） 二年

第四条 海技士（通信）に係る海技免状の更新を申請する者であつて電波法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十九号。第七條において「電波法の一部改正法」という。）附則第四項又は第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされたものについては、新規則第九条の五第二項の規定にかかわらず、船舶局無線従事者証明書を提示することを要しない。

第五条 施行日前に旧資格を有し船舶に乗り組んだ履歴は、新規則第二十五条の適用については、旧資格に相当する新資格を有し船舶に乗り組んだものとみなす。

2 試験を受けようとする者は、施行日から起算して三年を経過する日以前に次の表の上欄に掲げる船舶に乗り組んだ履歴については、それぞれ同表の下欄に定める船舶に乗り組んだ履歴とすることができる。

Table with 2 columns: 旧資格 (Old Qualification) and 新資格 (New Qualification). Rows include categories like 総トン数二百トン以上出力七百五十キロワット以上五百トン未満の船舶, 総トン数五百トン以上出力千五百キロワット以上千六百トン未満の船舶, etc.

3 次の表の上欄に掲げる試験を受けようとする者は、施行日から起算して三年を経過する日以前に同表の中欄に定める船舶に乗り組んだ履歴については、それぞれ同表の下欄に定める船舶に乗り組んだ履歴とすることができる。

Table with 2 columns: 旧資格 (Old Qualification) and 新資格 (New Qualification). Rows include categories like 三級海技士総トン数二百トン以上二百トン未満の丙区域域内において従業する船舶, 二級海技士総トン数二百トン以上二百トン未満の乙区域域内において従業する船舶, etc.

は内燃機関（船長又は機長区域域内において従業する三級海技士に限る。）として乗る漁船

二級海技士総トン数五百総トン数二百トン以上二百トン未満の若しくは甲区域域内において従業する漁船又は第一級海技士（機長）三種の従業制出力七百五十キロワット未満の推進機関を有する漁船

二級海技士総トン数二千総トン数五千トン以上五千トン未満の沿海区域を航行区域とする船舶又は出力六千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶

総トン数千六百トン以上千六百トン未満の近海区域若しくは遠洋区域を航行する船舶又は出力三千キロワット以上の推進機関を有する近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶

第六条 施行日前に旧資格に係る免許を受けていた者は、旧資格に相当する新資格に係る免許を受けていたものとみなす。

第七條 海技士（通信）の資格についての試験を申請する者であつて電波法の一部改正法附則第四項及び第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされたものについては、新規則第三十七條第一項第三号の規定にかかわらず、海技従事者国家試験申請書に船舶局無線従事者証明書の写しを添えることを要しない。

第八條 施行日において旧資格についての試験（以下この条において「旧試験」という。）（次項に規定する旧試験を除く。）の筆記試験に合格している者は、旧資格に相当する新資格についての試験（旧試験が資格別かつ船舶の機関の種類別に行われたものである場合にあつては、

Table with 2 columns: 旧資格 (Old Qualification) and 新資格 (New Qualification). Rows include categories like 旧試験 航海に関する科目, 旧試験 運用に関する科目, etc.

旧資格に相当する新資格についての資格別かつ船舶の機関の種類別に行われる試験。以下この条において同じ。）の筆記試験に合格しているものとみなす。

2 施行日においてこの省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による乙種船長試験、乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験の筆記試験に合格している者は、三級海技士（航海）試験、三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験の筆記試験（三級海技士（航海）試験にあつては英語に関する試験科目、三級海技士（機関）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験にあつては英語に関する試験科目（英語に係る部分に限る。）を除く。）に合格しているものとみなす。

3 前二項に規定する者が、船舶職員法施行規則及び小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十九年運輸省令第九号。以下この項において「四十九年改正省令」という。）の施行の際旧試験の筆記試験に合格している場合にあつては、新規則第五十二条ただし書の規定の適用については、四十九年改正省令の施行の日当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験の筆記試験に合格したものとみなす。

4 旧試験（旧規則の規定による小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験及び丙種船舶通信士試験を除く。）の全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者は、新規則第五十三条第一項の規定の適用については、当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験に限り、当該基準点に達した次の表の旧試験の欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の新試験の欄に定める試験科目について基準点に達したものとみなす。

Table with 2 columns: 旧試験 (Old Exam) and 新試験 (New Exam). Rows include categories like 航海に関する科目, 運用に関する科目, 法規に関する科目, 外国語に関する科目, etc.

1 (施行期日) この省令は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

4 平成元年四月二十日までに開始される小型船舶操縦士の資格についての試験を受ける者が納めなければならない手数料については、第六条の規定による改正後の船舶職員法施行規則第六十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年三月一四日運輸省令第五号)

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の船舶職員法施行規則第六十四條第一項の規定により地方運輸局長に対してされた申請に係る処分については、なお従前の例による。

附則 (平成二年四月二七日運輸省令第九号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附則 (平成三年三月二二日運輸省令第二号)

1 (施行期日) この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成三年八月二八日運輸省令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条ただし書の政令に定める日(平成三年九月一日)から施行する。ただし、第六十條の十一を第六十條の十二とし、第六十條の十を第六十條の十一とし、第六十條の九の次に一條を加える改正規定及び別表第一の三の改正規定並びに附則第四条及び第九條の規定は、平成四年二月一日から施行する。

(改正法附則第三条の規定による学科試験の免除) (除)

第二条 改正法附則第三条の規定により学科試験の免除を受けようとする者は、船舶職員法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十号)以下「新改正法」という。)による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「新法」という。)による一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の資格について新法の規定による海技士国家試験(以下「海技試験」という。)を申請する際、改正法附則第三条の国土交通大臣の指定する講習の課程を修了したことを証明する書類を提出しなければならない。

2 改正法附則第三条の規定により学科試験の免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、同条の規定の適用については、当該者は、改正法第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶職員法(以下「旧法」という。)による二級海技士(通信)の資格の海技従事者である者となす。

一 改正法第二条の規定の施行の際現に旧法による三級海技士(通信)の資格の海技従事者である者であつて、改正法附則第三条の国土交通大臣の指定する講習を受ける際、現に新法による二級海技士(通信)の資格の海技士であるもの、現に新改正法による改正前の船舶職員法(以下「旧職員法」という。)による二級海技士(通信)の資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格しているもの又は現に新法による二級海技士(通信)の資格について新法の規定による海技試験に合格しているもの

二 改正法第二条の規定の施行の際現に旧法による三級海技士(通信)の資格について旧法の規定による海技従事者国家試験に合格している者であつて、改正法附則第三条の講習を受ける際、現に新法による二級海技士(通信)の資格の海技士であるもの、現に旧職員法による二級海技士(通信)の資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格しているもの又は現に新法による二級海技士(通信)の資格について新法の規定による海技試験に合格しているもの(海技士(電子通信)の海技試験を受けようとする者に対する乗船履歴の特例)

第三条 第二十五條の規定にかかわらず、この省令の施行の際、現に旧法による二級海技士(通信)若しくは三級海技士(通信)の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧法の規定による海技従事者国家試験に合格している者が、新法による一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の資格について新法の規定による海技試験を申請する際、総トン数十トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶又は丙区域内のみにおいて従業する漁船に二年六月以上乗り組んだ乗船履歴を有するときは、一級海技士(電子通信)試験、二級海技士(電子通信)試験又は三級海技士(電子通信)試験を受けることができる。

5 旧免状を所有する者であつて告示で定める基準に適合するものは、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。

6 前項の規定による新免状の交付を申請する者は、別記様式一による小型化海技免状交付申請書に新規則第十一条に規定する海技免状用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局(海運監理部及び地方運輸局又は海運監理部の海運支局を含む。以下同じ。)を経由して運輸大臣に申請しなければならない。

7 前項の規定により申請をしようとする者は、同項の地方運輸局に対し、その受有する旧免状を提示しなければならない。

8 運輸大臣は、第六項の申請があつたときは、当該申請に係る旧免状と引換えに新免状を申請者に交付する。

9 前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引き換えられる旧免状の有効期間の起算日とする。

10 第六項の規定による新免状の交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千四百五十円とする。

11 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する額の収入印紙を、別記様式二による納付書にはつて納めなければならない。この場合において、収入印紙に消印してはならない。

12 既に納めた手数料は、いかなる事由がある場合にも、返さない。

(別記様式一 附則第六項関係)

附則 (平成五年七月二〇日運輸省令第二四号)

1 (施行期日) この省令は、平成五年十一月一日から施行する。ただし、第九條の五の三第一項の改正規定、第三十八條の二の改正規定、同条を第三十八條の三とし、第三十八條の次に一條を加える改正規定、第三十九條の改正規定、第四十七條の改正規定、第五十三條第二項の改正規定、別表第五の改正規定及び第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の船舶職員法施行規則(以下「旧規則」という。)第六條の規定による小型船舶操縦士に係る海技免状(以下「旧免状」という。)は、この省令による改正後の船舶職員法施行規則(以下「新規則」という。)第六條の規定による海技免状(以下「新免状」という。)とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている旧規則第九條の五第一項の規定による申請に係る小型船舶操縦士に係る海技免状の様式については、新規則第五号様式の二にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

5 旧免状を所有する者であつて告示で定める基準に適合するものは、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。

6 前項の規定による新免状の交付を申請する者は、別記様式一による小型化海技免状交付申請書に新規則第十一条に規定する海技免状用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局(海運監理部及び地方運輸局又は海運監理部の海運支局を含む。以下同じ。)を経由して運輸大臣に申請しなければならない。

7 前項の規定により申請をしようとする者は、同項の地方運輸局に対し、その受有する旧免状を提示しなければならない。

8 運輸大臣は、第六項の申請があつたときは、当該申請に係る旧免状と引換えに新免状を申請者に交付する。

9 前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引き換えられる旧免状の有効期間の起算日とする。

10 第六項の規定による新免状の交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千四百五十円とする。

11 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する額の収入印紙を、別記様式二による納付書にはつて納めなければならない。この場合において、収入印紙に消印してはならない。

12 既に納めた手数料は、いかなる事由がある場合にも、返さない。

(別記様式一 附則第六項関係)

二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することが出来る。この場合には、医師又は検査員は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

附則（平成二十二年二月一日運輸省令第四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の二、第二十三条及び第二十六条第一項の改正規定、第三十七条第一項の改正規定（同項第五号中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める部分を除く。）、第三十八条第一項の改正規定、第三十八条の二を削る改正規定、第三十八条の三の改正規定、同条を第三十八条の二とする改正規定、第三十九条、第四十条第三項、第四十七号、第五十三号第二項、第五十三号の二、第五十七号、第五十七号の三、第五十七号の四、附則第五項及び附則第六項の改正規定、附則に一項を加える改正規定並びに別表第五、別表第六及び別表第七の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。（経過措置）

- 2 平成十一年四月一日において現にこの省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の二第一項の表の上欄に掲げる資格について同表の下欄に定める講習の課程を修了している者であつて当該資格についての試験に合格しているものは、この省令による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項の規定の適用については、新規則第三条の二の規定により修了しななければならぬものとされている講習の課程を修了したものとみなす。

- 3 平成十一年四月一日において現に旧規則の規定によるリーダーシミュレータ講習又は救命講習の課程を修了している者（前項に規定する者を除く。）は、新規則第三条第一項の規定の適用については、それぞれリーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習又は機関救命講習の課程を修了したものとみなす。

- 4 次に掲げる者（第二項に規定する者を除く。）は、新規則第三条第一項の規定の適用については、上級航海英語講習の課程を修了したものとみなす。

- 一 平成十一年四月一日において現に旧規則の規定による講習口述試験（三級海技士（航

海）の資格についての試験に係るものに限る。）に係る運輸大臣の指定する講習の課程を修了している者

- 二 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）の資格についての試験の筆記試験に合格している者

- 三 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）の資格についての試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、英語に関する科目について基準点に達している者

- 四 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）第一種養成施設、船舶当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（航海）第二種養成施設又は船舶当直三級海技士（航海）第二種養成施設の課程を修了している者

- 五 次に掲げる者（第二項に規定する者を除く。）は、新規則第三条第一項の規定の適用については、上級機関英語講習の課程を修了したものとみなす。

- 一 平成十一年四月一日において現に旧規則の規定による講習口述試験（三級海技士（機関））の資格についての試験に係るものに限る。）に係る運輸大臣の指定する講習の課程を修了している者

- 二 平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）の資格についての試験の筆記試験に合格している者

- 三 平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）の資格についての試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、執務一般に関する科目について基準点に達している者

- 四 平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）第一種養成施設、機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設、三級海技士（機関）第二種養成施設、機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設又は内燃機関三級海技士（機関）第二種養成施設の課程を修了している者

- 五 旧規則第四条の二第一項及び第二項に規定する旧規則第三号様式及び第四号様式による履歴限定解除申請書及び設備限定解除申請書については、それぞれ新規則第四条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することが出来る。

- 六 新規則第四条の二第二項及び第二十七条の規定は、施行日前の乗船履歴に係る職務の記録については適用しない。

- 七

8 平成十一年四月一日前においても、新規則第三十八条第一項第五号から第七号までに掲げる試験の申請については、同時にすることが出来る。

- 9 施行日前にした海技免状の有効期間の更新の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

- 10 旧規則第二号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一及び第十一号様式その二による海技従事者免許申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書及び小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書については、それぞれ新規則第二号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一及び第十一号様式その二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することが出来る。

- 11 施行日前に交付した旧規則第六条の規定による海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）に係る海技免状（以下「旧免状」という。）は、新規則第六条の規定による海技免状（以下「新免状」という。）とみなす。

- 12 旧免状を受有する者は、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることが出来る。

- 13 前項の規定による新免状の交付を申請する者は、別記様式による海技免状引換え申請書に新規則第十一条に規定する海技免状用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び海事事務所を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に申請しなければならぬ。

- 14 前項の規定により申請をしようとする者は、同項の地方運輸局に対し、その受有する旧免状を提示しなければならない。

- 15 国土交通大臣は、第十三項の申請があつたときは、当該申請に係る旧免状と引換えに新免状を申請者に交付する。

- 16 前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引換えられる旧免状の有効期間の起算日とする。

- 別記様式（附則第13項関係）

附則（平成二十二年四月二〇日運輸省令第二四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十一年五月二十日から施行する。ただし、第一条中船舶職員法施行規則第九号の三第一項の改正規定及び第六十条の八の二の次に二条を加える改正規定は、平成十四年二月一日から施行する。（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に区域出力限定として湖川及び出力十馬力未満に限定した四級小型船舶操縦士の資格の海技従事者である者又は現に湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験に合格している者については、第一条の規定による改正前の船舶職員法施行規則第四条第六項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 平成十四年二月一日において現に海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技免状の有効期間の更新を申請している者についての当該更新のための乗船履歴は、第一条の規定による改正後の船舶職員法施行規則第九条の三第一項（第三号に係るものに限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月二二日運輸省令第九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月二九日運輸省令第三九号）

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。（経過措置）

- 第二条 この省令による改正前の船舶法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先人免許再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定期別第一号様式による自動車整備士技能検定期申請書、自

自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標章与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免許引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船

舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理事士に関する省令第一号様式による船舶料理事士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理事士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に第二条による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第六項の規定により交付されている身体検査甲種合格証明書又は身体検査乙種合格証明書は、それぞれ第二条による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第五十条第六項の規定により交付された身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書とみなす。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に第二条による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第六項の規定により交付されている身体検査甲種合格証明書又は身体検査乙種合格証明書は、それぞれ第二条による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第五十条第六項の規定により交付された身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書とみなす。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に第二条による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第六項の規定により交付されている身体検査甲種合格証明書又は身体検査乙種合格証明書は、それぞれ第二条による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第五十条第六項の規定により交付された身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書とみなす。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に第二条による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第六項の規定により交付されている身体検査甲種合格証明書又は身体検査乙種合格証明書は、それぞれ第二条による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第五十条第六項の規定により交付された身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書とみなす。

び第十六号様式その一による海技従事者免許申請書、限定解除申請書、身体検査証明書、小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、予備身体検査証明書及び納付書については、それぞれ新規則第二号様式、第三号様式、第八号様式、第十一号様式その二、第十一号様式その二及び第十六号様式その一にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一四年六月二七日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二七日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十六条第二号二の船舶当直三級海技士（航海）第二種養成施設又は同号への機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設の課程を修了した者が、当該船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えてこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第三十七条に規定する海技試験の申請をしたときは、それぞれ船舶当直三級海技士（航海）の資格又は機関当直三級海技士（機関）の資格又は海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十六条第二号二の船舶当直三級海技士（航海）第二種養成施設又は同号への機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設の課程を修了した者が、当該船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えてこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第三十七条に規定する海技試験の申請をしたときは、それぞれ船舶当直三級海技士（航海）の資格又は機関当直三級海技士（機関）の資格又は海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第七七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十六条第二号二の船舶当直三級海技士（航海）第二種養成施設又は同号への機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設の課程を修了した者が、当該船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えてこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第三十七条に規定する海技試験の申請をしたときは、それぞれ船舶当直三級海技士（航海）の資格又は機関当直三級海技士（機関）の資格又は海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

第三条 この省令の施行前に交付した旧規則第六十五条の五の規定による承認証は、新規則第六十五条の五の規定による承認証とみなす。

第四条 旧規則第五十条第三項の規定による試験合格証明書は、新規則第六十六条第二号に規定する小型旅客安全講習課程を修了したことを証明する書類（以下「小型旅客安全講習課程修了証明書」という。）及び新規則第六十六条第一項の規定による操縦試験合格証明書と、旧規則第五十条第六項の規定による身体検査第一種合格証明書は、新規則第六十六条第二項の規定による小型船舶操縦士身体検査証明書と、旧規則第五十条第六項の規定による身体検査第二種合格証明書は、新規則第六十六条第二項に規定する小型船舶操縦士身体検査合格証明書と、改正前の船舶職員法（以下「旧法」という。）第十三条の二第二項に規定する船舶職員養成施設の課程（小型船舶操縦士に係るものに限る。）を修了した者に交付された当該課程に係る修了証明書は、法第二十三条の十第一項に規定する小型船舶操縦教習所の課程に係る修了証明書及び小型旅客安全講習課程修了証明書とそれぞれみなす。

第五条 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十四年政令第三四十六号）第一条第一項の規定により新操縦免許を受けたものとみなされた者（以下「新操縦免許者」という。）が、船舶職員法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十号）附則第四条の規定により小型船舶操縦免許証とみなされた旧操縦免許に係る海技免状（以下「旧免状」という。）について、この省令の施行後（以下「施行後」という。）、初めて新規則第七十三条第一項の規定による小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正を申請する場合には、同条第二項各号に掲げる書類に代えて、本籍の記載のある住民票の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十条第一項の規定による操縦免許証の更新を申請する場合に準用する。この場合において、同項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは、「新規則第八十条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは、「操縦免許証の更新」と、「同条第二項各号に掲げる

前項の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十条第一項の規定による操縦免許証の更新を申請する場合に準用する。この場合において、同項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは、「新規則第八十条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは、「操縦免許証の更新」と、「同条第二項各号に掲げる

前項の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十条第一項の規定による操縦免許証の更新を申請する場合に準用する。この場合において、同項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは、「新規則第八十条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは、「操縦免許証の更新」と、「同条第二項各号に掲げる

前項の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十条第一項の規定による操縦免許証の更新を申請する場合に準用する。この場合において、同項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは、「新規則第八十条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは、「操縦免許証の更新」と、「同条第二項各号に掲げる

講習の課程を修了した者とみなす。この場合において、新規則第三条第一項又は第四条の二第三項の規定により提出する申請書には、新規則第三条第一項第四号又は第四条の二第三項に規定する第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類に代えて、同等課程を修了したことを証明する書類を添付しなければならない。

第五条 新規則第四条の四の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新規則第四条の十一の規定による登録電子海図情報表示装置講習事務規程の届出についても、同様とする。

第六条 施行日前に旧規則第九条の五第一項第一号、第九条の八第一項第一号又は第三十七條第一項第六号の規定により作成された海技士身体検査証明書は、それぞれ新規則第九条の五第一項第一号、第九条の八第一項第一号又は第三十七條第一項第六号の規定により作成された海技士身体検査証明書とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に旧規則第五十条第五項の規定により交付されている身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書は、身体検査を受けた日から起算して一年を経過する日（身体検査第二種合格証明書にあっては、三月を経過する日）までの間は、新規則第五十条第五項の規定により交付された海技士身体検査合格証明書とみなす。

第八条 国土交通大臣は、施行日前に旧規則第四十条の規定による身体検査を受け、身体検査の各項目についての第一種又は第二種の身体検査基準に該当した者に対し、その者の申請があつたときは、新規則第五十条第五項の海技士身体検査合格証明書を交付するものとする。

第九条 旧規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十五号様式の二及び第二十三号様式による海技免許申請書、履歴限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免許）訂正申請書、海技士身体検査証明書（海技免許）訂正申請書、海技士身体検査証明書、海技免許用写真票、締約国資格受有者身体検査証明書及び小型船舶操縦士身体検査証明書については、それぞれ新規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十五号様式の二及び第二十三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第十条 施行日前に交付した旧規則第四号様式による海技免許（以下「旧免許」という。）及び

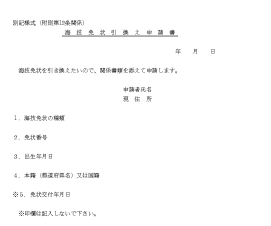
第十六号様式による承認証は、それぞれ新規則第四号様式による海技免許（以下「新免許」という。）及び第十六号様式による承認証とみなす。

第十一条 施行日前に旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新規則の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新規則の相当の規定によつてしたものとする。

第十二条 旧免許を受有する者は、当該旧免許と引換えに、新免許の交付を受けることができる。前項の規定による新免許の交付を申請する者は、別記様式による海技免許引換え申請書に新規則第十一条に規定する海技免許用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び海事事務所を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に申請しなければならない。

3 前項の規定により申請をしようとする者は、地方運輸局に対し、その受有する旧免許を提示しなければならない。
4 国土交通大臣は、第二項の申請があつたとき、当該申請に係る旧免許と引換えに新免許を申請者に交付する。
5 前項の規定により交付される新免許の有効期間の起算日は、同項の規定により引換えられる旧免許の有効期間の起算日とする。

別記様式（附則第12条関係）



附則（平成二六年三月三十一日国土交通省令第三八号）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一日国土交通省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式による海技試験申請書については、この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成二七年二月一八日国土交通省令第八四号）
この省令は、平成二八年一月一日から施行する。

2 この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式による海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免許）訂正申請書、海技免許更新申請書、海技免許再交付申請書、海技試験申請書、操縦免許申請書、設備等限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書及び操縦免許証再交付申請書については、それぞれこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成二八年三月三十一日国土交通省令第二四号）抄
附則（平成二八年三月三十一日国土交通省令第二五号）
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年四月二八日国土交通省令第四六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二八年七月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式による海技試験申請書については、この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条 この省令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
附則（平成二八年七月一日国土交通省令第五八号）
この省令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一日国土交通省令第五五号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三十七條第一項第四号に掲げる場合における船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三條の三十六第四項の規定に違反する行為には、この省令の公布の日から起算して五年を経過する日より前にした行為は、含まれないものとする。

附則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
附則（平成三〇年六月八日国土交通省令第四六号）
この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

2 平成二八年七月一日前に開始された海技試験の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者については、この省令による改正後の第五十三條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則（令和元年五月二一日国土交通省令第四四号）
この省令は公布の日から施行する。

附則（令和元年五月二一日国土交通省令第四四号）
この省令は公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日国土交通省令第二六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の七第二号に掲げる船舶については、新規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けている者は、新規則第六十九条第二号の規定による限定をされた操縦免許を受けたものとみなす。

第四条 二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者に対する新規則第七十条の講習は、当分の間、行わない。

第五条 施行日前に行われた講習の課程（新規則第七十条の二の講習の課程と同等以上の内容を有する）と国土交通大臣が認めるものに限る。以下この条において「同等課程」という。）を修正した者は、同条の講習の課程を修正した者とみなす。この場合において、新規則第六十六条又は第七十条第二項の規定により提出する申請書には、新規則第六十六条第五号又は第七十条第二項に規定する第七十条の二の講習の課程を修正したことを証明する書類に代えて、同等課程を修正したことを証明する書類を添付しなければならない。

第六条 新規則第七十条の二の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新規則第七十条の五において準用する第四条の十一の規定による届出についても、同様とする。

第七条 この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書については、新規則第十九号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月三十一日国土交通省令第一六号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）

（施行期日）
1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和四年三月二五日国土交通省令第一三三号）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三二号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年四月一五日国土交通省令第四二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月一九日国土交通省令第三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為）

第六条 改正法第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十三条の二十五の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新船舶職員法施行規則」という。）第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の第三項の申請書及び新船舶職員法施行規則第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第二項各号に掲げる書類（次項において「申請書等」という。）を国土交通大臣に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

2 前項の規定による国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十三条の二十五の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者についての準用）
第七条 新船舶職員法施行規則第六十六条（ただし書並びに第一号、第四号及び第六号を除く。）の規定は、改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第六十六条第二号中「特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うもの」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第四条第二項の移行講習」と、同号及び同条第三号中「書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）」とあるのは「書類」と、同条第五号中「小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

2 新船舶職員法施行規則第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、前項において準用する新船舶職員法施行規則第六十六条第三号の乗船履歴について

準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第二十八条中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年三月四日国土交通省令第一六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条の二関係）

- 一 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 二 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）
- 三 遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 四 主機の運転状態の自動記録装置
- 五 衛星航法装置
- 六 自動操舵装置
- 七 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置

六 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置

- 七 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 八 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 九 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 十 海事衛星通信装置

別表第一の二（第二条の二関係）

- 一 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 二 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 三 主機の運転状態の自動記録装置
- 四 機関の運転状態の集中監視装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 五 衛星航法装置
- 六 自動衝突予防援助装置
- 七 自動操舵装置
- 八 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置
- 九 液体貨物の荷役ホースの揚卸装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十一 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 十二 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 十三 非常用えい索の動力巻取装置（ばら積みの引火性高压ガス及び引火性液体類を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十四 冷凍装置付きコンテナの保冷状態の集中監視装置（コンテナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十五 海事衛星通信装置

- 三 主機の運転状態の自動記録装置
- 四 機関の運転状態の集中監視装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 五 機関の集中制御装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 六 無線電信室（令別表第四号の表の適用を受ける船舶において船橋に設置されるものに限る。）
- 七 衛星航法装置
- 八 自動衝突予防援助装置
- 九 自動操舵装置
- 十 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置（係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。）
- 十一 液体貨物の荷役ホースの揚卸装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十二 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十三 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 十四 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 十五 非常用えい索の動力巻取装置（ばら積みの引火性高压ガス及び引火性液体類を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十六 水先人用はしごの動力巻取装置
- 十七 冷凍装置付きコンテナの保冷状態の集中監視装置（コンテナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十八 固定式甲板洗浄装置（ばら積みの石炭、鉄鉱石又はこれらに類似する貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十九 海事衛星通信装置

別表第一の四（第二条の二関係）

- 一 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 二 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 三 主機の運転状態の自動記録装置
- 四 機関の運転状態の集中監視装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 五 機関の集中制御装置（船橋に設置されるものに限る。）

別表第二（第四条関係）

一 海技士（航海）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員
総トン数二百トン未満の船舶（遠洋区域を航行区域とする船舶及び甲区域において）	一年	船長の職外

二 海技士（機関）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員
出力七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進機関を有する船舶（平水域又は沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船を除く。）	一年	機関長及び一等機関士の職外
	二年（一年以上の機関当直三級海技士（機関）の資格以外）	機関長の職外

- 六 主機の遠隔制御及び操舵装置（船橋の両ウイングで使用できるものに限る。）
- 七 無線電信室（令別表第四号の表の適用を受ける船舶において船橋に設置されるものに限る。）
- 八 衛星航法装置
- 九 自動衝突予防援助装置
- 十 自動操舵装置
- 十一 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置（係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。）
- 十二 液体貨物の荷役ホースの揚卸装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十三 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十四 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 十五 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 十六 非常用えい索の動力巻取装置（ばら積みの引火性高压ガス及び引火性液体類を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十七 水先人用はしごの動力巻取装置
- 十八 冷凍装置付きコンテナの保冷状態の集中監視装置（コンテナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 十九 固定式甲板洗浄装置（ばら積みの石炭、鉄鉱石又はこれらに類似する貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 二十 海事衛星通信装置

従業する漁船に数る。）	三年（一年以上の船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合は、二年）	船長以外の職
総トン数千六百トン以上の船舶（平水域を航行区域とする船舶を除く。）	一年	船長及び一等航海士の職外
	三年（一年以上の船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合は、二年）	船長以外の職

二 「航海失効講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な知識及び経験の不足を補うための講習をいう。
 三 「上級機関失効講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な知識及び経験の不足を補うための講習をいう。
 四 「機関失効講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な知識及び経験の不足を補うための講習をいう。
 五 「通信失効講習」とは、無線部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な知識及び経験の不足を補うための講習をいう。
 別表第五（第二十五条、第二十七条の三、第二十八条、第三十一条関係）

乗船履歴表その一
 一 海技士（航海）の資格に係る海技試験

海技試験の種類	乗船履歴	期間	資格	職務
六級海技士（航海） 総トン数五十トン以上の船舶	三年以上	二年以上	六級海技士（航海）	船舶の航海
五級海技士（航海） 総トン数十トン以上の船舶	三年以上			船舶の航海
四級海技士（航海） 総トン数二十トン以上の船舶	三年以上			船舶の航海

試験	船舶	試験
直当三級海技士（航海）試験	総トン数千六百トン以上の沿岸区域を航行する船舶	区域とす る船舶 の総トン数二十トン以上の沿岸区域、近海区域、遠洋区域、若しくは遠洋区域を航行する船舶
	三年以上	一年以上
	船舶の航海	五級海技士（航海） 船長

試験	船舶	試験
三級海技士（航海）試験	総トン数千六百トン以上の沿岸区域を航行する船舶	て従業する漁船
	一年以上	一年六月以上
	四級海技士（航海） 船長	四級海技士（航海） 航海士

試験	船舶	試験
三級海技士（航海）試験	総トン数千六百トン以上の沿岸区域を航行する船舶	の近海区域、遠洋区域、若しくは遠洋区域を航行する船舶
	三年以上	
	船舶の航海	

従いに域甲く若区る有関進の未ッロ百千以ッロ十百出力は舶ると区航域洋はし域海る有関進の未ッロ百千業てお内区はし域乙すを機推満トワキ五上トワキ五七 又船す域行を区遠く若区近すを機推満トワキ五

士 関

		験 試 関 (士 技 海) 機 級	
遠すを機推上トワキ五出力、舶ると区航域海る有関進の以ッロ千出力、舶ると区航域海る有関進の以ッロ千出力 漁す	洋る有関進の以ッロ百千 船す域行を区近すを機推上トワキ三 船す域行を区沿すを機推上トワキ六 船		る
	上 以 年		上 以 年
	関 (技 級 海) 機 士		関 (技 級 海) 機 士
	機 関 等 一 は 又 長 機 関		船 員 職 船 機 関 等 一 び 及 長 機 関

以ッロ十百出力 漁す従いに域甲すを機推上トワキ五出力は船る業てお内区る有関進の以ッロ千出力 船す域行を区	上トワキ五七 する業てお内区る有関進の以ッロ百千 又漁す従いに域乙すを機推上トワキ三、舶ると区航域		
	上 以 年		
	関 (技 級 海) 機 士		
	機 関 等 (士 機 関)		

ると区航域洋る有関進の未ッロ百千以ッロ十百出力は又もすにの救海つで船す域行を区近すを機推満トワキ三 船す域行を区遠すを機推満トワキ五上トワキ五七 のる供用助難てあ舶ると区航域海る有関進の未ッロ千

		上 以 年	
		関 (技 級 海) 機 士	
		機 関 等 一 は 又 長 機 関	く 除 を 士

船漁るす業従ていおに内域区

関(機)士技海級三関機燃内は又験試関(機)士技海級三習実るよにじ同ていおに表のこ下以るすとのもの上以

習実のそつかずらなばれけな月九もとくな少がるきでがとこう行てせ併と習実るよに船習練る係に験試

験試海航(士技海)三級	
上以五十三六十	
沿の上以ント百六千数ント	
上以年	
航運の舶船は又習	
実るよに船習練はに間期	いならなばれけな上以回一が海航際国るめ定で示告が臣大通交土国はにちうの

舶船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海近の上以ント十二数ント^総、舶船るすと域区行航を域区海

際国るめ定で示告が臣大通交土国はにちうの習実のそつかずらなばれけな間期るげ掲に次もとくな少が習

船漁るす業従ていおに内城區甲はくし若城區乙の上以ント十二数^総ントは又

練は間期の部一のそしだ^た年一はきとるあて舶船の外以船漁が船習練^イいならなばれけな上以回一が海航

はきとるあて船漁が船習練^ロるきでがところえ代てつもを航運の舶船は又習実るよに舶船の外以船習

でがとこう行てせ併と習実るよに船習練る係に験試^機関^機士技海級三直当関機は習実るよに船習練^二月六

験試^機関^機士技海級三直当

上以九^十二

近の上以ント十二数^総ント、舶船るすと城區行航を城區海沿るす有を関機進推の上以トツワロキ千三出力

上以年一

転運の関機は又^実習

がるきでがとこう行てせ併と習実るよに船習練る係に験試^航海^機士技海級三習実るよに船習練はに^期間^るき

いおに内域区甲はくし若域区乙の上以ント十二数^総ントは又舶船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海

いならなばれけな月九もとくな少

<p>験試関_機士技海級三関機燃内は又験試関_機士技海^{三級}</p>	
<p>上以五十三^四六^十</p>	
<p>ト十二数^総ント、舶船るすと域区行航を域区海沿るす有を関機進推の上以トツワロキ千三^{出力}</p>	<p>船漁るす業従て</p>
<p>上以年</p>	
<p>漁が船習練^イいならなばれけな間期るげ掲に次もとくな少が習実るよに船習練は、に間期</p>	<p>実習</p>

区甲はくし若域区乙の上以ント十二数^総ントは又舶船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海近の上以ン

もを転運の関機は又習実るよに舶船の外以船習練は、間期の部一のそしだ^た（年一はきとるあて舶船の外以船

船漁るす業従ていおに内域

り限に間期の内以月三ちうの間期の号前^二月六、はきとるあて船漁が船習練^ロるきでがとこるえ代てつ

く除を習実るけおに場工の号(習実るよに船習練るきでがとこるえ代てつもを間期の習実るけおに場工

一の二 独立行政法人海技大学校海技士科三級海技士専攻科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専攻)又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(機関専攻)を卒業した者の場合

Table with 2 columns: 試験海(航士技海) and 試験海(航士技海) with handwritten entries.

Table with 4 columns: 試験海(航士技海) 三級, 試験海(航士技海) 三級, 試験海(航士技海) 三級, 試験海(航士技海) 三級. Includes rows for '乗船履歴' and '備考'.

従ていおに内域区甲はくし若域区乙の上以ント十二数ント総は又船舶るすと域区行航を域区洋遠はくし若

けな上以回一が海航際国るめ定で示告が臣大通交土国はにちうの習実のそつかずらなばれけな年一もとく

船漁るす業従ていおに内域区甲はくし若域区乙の上以ント

土国はにちうの習実のそつかずらなばれけな月九もとくな少がゝるきでがとこう行てせ併と習実るよに船

士技海級三関機燃内は又験試関(機)	三級	
	二十以上	
るす有を関機進推の上以トツワロキ千三	出力	
	九月以上	
転運の関機は又	実習	
試海(航)士技海級(四)	期間	いならなばれけな上以回一が海航際国るめ定で示告が臣大通交

験試関(機)

船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海近の上以ント十二数ント総、船船るすと域区行航を域区海沿

いならなばれけな月九もとくな少がゝるきでがとこう行てせ併と習実るよに船習練る係に験

別種の験試	海技	二の二	
数位	単	独立行政法人海技教育機構海技士教	
船舶	乗船履歴	育科海技専攻課程海上技術コース(航海専	船漁るす業従ていおに内域区甲はくし若域区乙の上以ント十二数ント総は又舶
期間		修)又は独立行政法人海技教育機構海技士	
職務		教育科海技専攻課程海上技術コース(機関	
備考		専修)を卒業した者の場合	

三級
海技士（航海試験）

二十
一年以上

総ト
千数百六十の上を沿て海を航行する船舶、総ト十二の上を近海区域若しくは遠洋

六月
以上

実習
は又船舶の運航

期間
に、練習船舶（千ト以上）のものとする。以下に表のおいて同じく、よに実習が少くとも六月

区域を航行する船舶は又、総ト十二の上を乙区域若しくは甲区域の内において従業者を

けられなば、そのついでに、海航に於ける一以上の航海士は、大臣の告示で定められたる

三級
海技士（機関試験）は又、内燃機関三級海技士（機関試験）

二十
一年以上

出力
三千キロワット以上の上を推進機関を有する船舶を沿て海を航行する船舶、総ト十二の上を

六月
以上

実習
は又機関の運轉

期間
に、練習船舶は、よに実習が少くとも六月以上ならなければならない。

近海区域若しくは遠洋を航行する船舶は又、総ト十二の上を乙区域若しくは甲区域の内

三級 海技士(航海試験)	
四十 以上	
総 船舶漁業に従事しているおに内城区甲はくし若城区乙の上以ント十二数ントは又船	総
一 年以上	
又 は船舶の運航	実 習
期間 は練習の場、限間の以三ちの	期 間

は又船舶するすと域区行航を域区洋遠はくし若城区海近の上以ント十二数ント、船舶するすと域区行航を域区

。ななれな一とながるでとうて併習るに習るに試験(海技直
 いらばけ年もく少)きがこ行せと実よ船練係験(機技級直

六級 海技士(航海試験)	
十二 以上	
総 船舶の上以ント五数ント	船漁るす業従ていおに域区甲はくし若城区乙の上以ント十二数ント
八 以上	
又 は機関の運転	実 習
う、月、内に期に工りに実けを漁るに 実よ船ても習るお場、限間の以三ちの	期 間

五級 海技士(航海試験)	又 は機関の運転	五級 海技士(航海試験)
十五 以上		
ト総は又船舶するすと域区行航を域区洋遠はくし若城区海近、域区海沿の上以ント十二数ント		
一 年以上		
を し習船級校大水機教究産人発究立へるでとる代習るに漁つを 修スコ実乗五学産構育・研水法開研国	実 習	一 年以上
きがこえに実よ船ても習るお場、限間の以三ちの	期 間	るでとる代習 きがこえに

四級 海技士試験 （機）	燃内は又試験 （機）	四級 海技士試験 （機）	
二十 以上			
総 計	十二 以上	十二 以上	船漁の上
二年 （研）	修を程課務業際国科修 （研）	二年 （研）	
実習	又 （機）	実習	
研 修	又 （機）	実習	
い なら な ば れ け な 月 九 も と く な 少 が 習 実 る よ に じ 同 て い			

六級 海技士試験 （航）	別種の試験 （航）	海技 単 位	四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	試験
十二 以上	数位	船舶 乗船履歴	四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	
総 計	十二 以上	八 月 以上	四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	船漁の上 は又船舶 るすと 域区行 航を 域区 洋遠は く
八月 以上	八 月 以上	職 務	四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	上 以 月 九
実 習	又 （航）	備 考	四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	
六級 海技士 （航）	又 （航）		四 海員 学校 本科 、 独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 海 技 士 教 育 科 海 技 課 程 の 本 科 を 卒 業 し た 者 の 場 合	い なら な ば れ け な 月 九 も と く な 少 が 習 実 る よ に 船

試験	
船舶の上	
航運	
てせ併とる限にのるめ認と当適が臣大通交土（国）習実る係に試験関（機）海技士六級燃内は又試験関（機）	

四級 海技士試験 （航）	燃内は又試験 （機）	四級 海技士試験 （航）	
二十 以上			
総 計	十二 以上	十二 以上	船漁の上
二年 （乗）	修を程課務業際国科修 （乗）	二年 （乗）	
実習	又 （航）	実習	
一	又 （航）	実習	
臣大通交土（国）習実る係に試験関（機）海技士六級燃内は又試験関（機）			るきでがとこう行

船漁の上以ント十二数ント総

ト(船習練はてつあに者たし了修を科習実船乗^二るきでがとこう行てせ併と^一る限にのもるめ認と当適が

らなばれけな月九もとくな少が習実るよに^二じ同ていおに表のこ下以るすとのもの上以ント百五数ン

験試関(機士技海級六関機燃内は又験試関(機士技海級

十二

船船の上以ント五数ント

八月

転運の関機は又習

でがとこう行てせ併と^一る限にのもるめ認と当適が臣大通交士(国習実る係に験試海(航士技海級六は、習いな

験試関(機士技海級四関機燃内は又験試関(機士技海級

二十

十二数ント総は又船船るすと城區行航を城區洋遠はくし若城區海近、城區海沿の上以ント十二数ント

上以月九はてつあに者たし了修を科習実船(乗^二年

転運の関機は又習

とこう行てせ併と^一る限にのもるめ認と当適が臣大通交士(国習実る係に験試海(航士技海級四は、習実るき

船漁の上以ント
い。ならなばれけな月九もとくなく少が習実るよに船習練はてつあに者たし了修を科習実船乗るきでが

船船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海近、`域区海沿の上以ント十二数ント 航運の船舶は又 るよに、じ同ていおに表のこ下以るすとのもの上以ント百五数ント(船習練はに、 総	四級 海技士 試験(航)	海技 試験 別種の試験 単 乗船履歴 期間 職務 備考	五 海員学校専修科、独立行政法人海員学校 専修科又は独立行政法人海技教育機構海技 士教育科海技課程の専修科を卒業した者の 場合
	二十 上以五		
	総 十二数		
	九月 上以		
	実 習		

船漁の上以ント十二数ント総は又

でがとこう行てせ併と習実るよに船習練る係に試験(機)海級四関機燃内は又試験(機)海級(四)習実

四級 海技士 試験(機)	四 級 海 技 士 試 験 (機) 二 十 上 以 五 総 十 二 数 ト 九 月 上 以 実 習 期 間	い。ならなばれけな月九もとくなく少がるき
二十 上以五		
を域区洋遠はくし若域区海近、`域区海沿の上以ント十二数ト		
九月 上以		
航運の関機は又		

四級海技士(航) 二十以上 総十二 六月以上 又習 期間は	別種の試験	五の二、独立行政法人海技教育機構海技士教育科航海専科を卒業した者の場合	
	単位		
	乗船履歴		船漁の上以ント十二数ント総は又舶船るすと域区行航
	職務備考		い。ならなばれけな月九もとくな少がゝるきでがとこう行てせ併と習実る

海 試験

の上以ント十二数ント総は又舶船るすと域区行航を域区洋遠はくし若域区海近、域区海沿の上以ント

の 航 運

い。ならなばれけな月六もとくな少が習実るよにゝるすとのものの上以ント百五数ント(船

六級海技士(機) 試験 十二以上 総十二 八月以上 又習 期間は	別種の試験	六 専修学校又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科航海専攻課程海技士コース(六級航海専修)を卒業した者の場合	
	単位		船 漁
	乗船履歴		船漁の上以ント五数ント
	職務備考		航運の舶船は又習

を習実るけおに場工、り限に間期の内以月二、ちうの

海技試験	併科試験その一	併科試験その二
二級海技士(航海)試験	二級海技士(航海)試験	二級海技士(航海)試験
三級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験
四級海技士(航海)試験	四級海技士(航海)試験	四級海技士(航海)試験
五級海技士(航海)試験	五級海技士(航海)試験	五級海技士(航海)試験

備考
 1 この表において、単位数とは、三十五教授時数を一単位として算定した数をいう。
 2 乗船履歴として認められる練習船による実習を航海訓練所、独立行政法人航海訓練所若しくは独立行政法人海技教育機構に所属する練習船又は国土交通大臣が別に定める基準に適合する練習船により行う場合にあつては、()内の単位数とする。
 別表第七(第三十八条の二、第四十七条、第五十三条関係)

ゝるきでがとこるえ代に習実るよに舶船てつも

<p>視力 次の各号のいずれかに該当すること。 (五メ)</p>	<p>検査 身体検査基準</p>	<p>別表第九(第七十五条、第一百一条関係)</p>	<p>一 講義室 二 実習用小型漁船 三 機関実習室 四 主機及びその付属装置 五 工具及び測定器 六 レーダー実習室 七 レーダー 八 救命器具 九 信号装置 十 進水装置 十一 国際信号旗 十二 国際信号書 十三 実習場 十四 泡消火器、炭以上小型船舶操縦者として酸ガス消火器及び粉未消火器 十五 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>	<p>信)試験、三級海技士(電子通信)試験及び四級海技士(電子通信)試験 航海一般に関する科目 一 船舶及びその設備 二 気象及び海象 三 航海及び停泊 四 船内編成及び職務分掌(三級海技士(通信)試験及び四級海技士(電子通信)試験を除く。) 五 海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海難審判法、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びにこれらに基づく命令並びに国際条約(二級海技士(通信)試験、三級海技士(通信)試験及び四級海技士(電子通信)試験にあつては、国際条約を除く。)</p>
--------------------------------------	------------------	----------------------------	---	---

<p>聴力</p>	<p>色覚</p>	<p>一 視力(矯正視力を含む。次号においてルの同じ。)が両眼共に〇・五以上であること。距離 二 一眼の視力が〇・五に満たない場合で万あつても、他眼の視野が左右百五十度以上であり、かつ、視力が〇・五以上であること。 力表と。 による。 る。)</p>	<p>聴力 船内の騒音を模した騒音の下で三百メートルの距離にある汽笛の音(海上衝突予防法施行規則(昭和五十二年運輸省令第十九号)第十八条に規定する汽笛の音であつて、音圧については百二十デシベルとする。)に相当する音を弁別できること(補聴器により補われた聴力による場合を含む。) 疾病心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があつても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないことと認められること。 のただし、設備等限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があつてもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることと足りる。</p>
-----------	-----------	---	--

<p>別表第十(第八十四条の三関係)</p>	<p>条件</p>	<p>一 十八歳以上であること。 二 過去二年間に登録操縦免許の内容とした視証失効再交付講習事務に關し、不正な行為を行つた者又は法若し海上における法若しくは罰金以上の刑に処せしに關すること。若し、その執行を終わらざれば、小型船舶操縦士の資格に支障を及ぼすこと。 ハ 最新の海事法三 一級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の資格に</p>	<p>三 視聴覚教材についての免許(技能限定が使用するために必要でないものに限る。)を有する者であること。 別表第十一(第九十三條、第三百二十九條、第四百二條關係) 一 遵守事項違反点数表</p> <table border="1"> <tr> <td>違反行為の内容</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td>酒酔い操縦、自己操縦義務違反、危険操縦又は見張りの実施義務違反</td> <td>三点</td> </tr> <tr> <td>船外への転落に備えた措置義務違反</td> <td>二点</td> </tr> <tr> <td>又は発航前検査義務違反</td> <td>二点</td> </tr> </table> <p>備考 一 違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。 一 この表の違反行為の内容の欄に掲げる違反行為の種類に同じ、同表の点数の欄に掲げる点数とする。この場合において同時に二以上の種類の違反行為に該当するときは、これらの違反行為の点数のうち高い点数(同じ点数のときは、その点数)によるものとする。 二 違反行為をし、よつて他人を死傷させたときは、一による点数に三点を加えた点数とする。 三 再教育講習を受けなければならない者が、受講期間内にその違反行為に係る再教育講習を受けたとき(第三百三十九條第二号に掲げる場合を除く。)は、一による点数から二点を減じた点数とする。 二 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。 一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三條の四十一項の規定に違反する行為をいう。 二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三條の四十二項の規定に違反する行為をいう。 三 「危険操縦」とは、法第二十三條の四十三項の規定に違反する行為をいう。 四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三條の四十五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八條第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。 五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三條の四十四項の規定に違反する行為をいう。 六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三條の四十五項の規定に違反する行為の</p>	違反行為の内容	点数	酒酔い操縦、自己操縦義務違反、危険操縦又は見張りの実施義務違反	三点	船外への転落に備えた措置義務違反	二点	又は発航前検査義務違反	二点
違反行為の内容	点数										
酒酔い操縦、自己操縦義務違反、危険操縦又は見張りの実施義務違反	三点										
船外への転落に備えた措置義務違反	二点										
又は発航前検査義務違反	二点										

<p>別表第十二(第一百二條關係)</p>	<p>操縦試験(学科試験)科目表</p>	<p>一 一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験及び三級小型船舶操縦士(第二号限定)試験 1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(一般) 一 水上交通の特性 二 小型船舶操縦者の心得 三 小型船舶操縦者の遵守事項 四 交通の方法(一般) 2 一般海域での交通の方法 一 港内での交通の方法 二 特定海域での交通の方法 三 湖川及び特定水域での交通の方法 3 運航(一般) 一 操縦(一般) 二 航海の基礎 三 船体、設備及び装備品 四 機関の取扱 五 気象及び海象 六 荒天時の操縦 七 事故対策 4 運航(上級I)(一級小型船舶操縦士試験に限る。) 一 航海計画 二 救命設備及び通信設備 三 気象及び海象 四 荒天航法及び海難防止</p>	<p>うち、第三百三十八條第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。 二 処分及び再教育講習受講通知基準表</p> <table border="1"> <tr> <td>前歴の有無</td> <td>累積点数</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>五点</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>三点</td> </tr> </table> <p>備考 「前歴の有無」とは、累積点数に係る違反行為をしたときにおける当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内の法第二十三條の七第一項の規定による処分又は海難審判法第三條の判決による操縦免許に係る処分を受けたことの有無をいう。 三 処分の免除及び軽減基準表</p> <table border="1"> <tr> <td>戒告</td> <td>処分の免除</td> </tr> <tr> <td>一月以内の期間の業務の停止</td> <td>戒告又は業務の停止の期間の短縮</td> </tr> <tr> <td>一月を超える期間の業務の停止の期間の業務の停止</td> <td>業務の停止の期間の短縮</td> </tr> </table>	前歴の有無	累積点数	なし	五点	あり	三点	戒告	処分の免除	一月以内の期間の業務の停止	戒告又は業務の停止の期間の短縮	一月を超える期間の業務の停止の期間の業務の停止	業務の停止の期間の短縮
前歴の有無	累積点数														
なし	五点														
あり	三点														
戒告	処分の免除														
一月以内の期間の業務の停止	戒告又は業務の停止の期間の短縮														
一月を超える期間の業務の停止の期間の業務の停止	業務の停止の期間の短縮														

- 5 運航(上級Ⅱ)(二級小型船舶操縦士試験に限る。)
 - 一 機関の保守整備
 - 二 機関故障時の対処
- 2 二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験
 - 一 水上交通の特性
 - 二 小型船舶操縦者の心得
 - 三 小型船舶操縦者の遵守事項
- 1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(湖川小出力)
 - 一 一般水域での交通の方法
 - 二 湖川及び特定水域での交通の方法
 - 三 港内での交通の方法
- 3 運航(湖川小出力)
 - 一 操縦一般
 - 二 航法の基礎知識
 - 三 点検及び保守
 - 四 気象及び海象の基礎知識
 - 五 事故対策
- 特殊 小型船舶操縦士試験
 - 1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(一般)
 - 一 水上交通の特性
 - 二 小型船舶操縦者の心得
 - 三 小型船舶操縦者の遵守事項
 - 2 交通の方法(特殊)
 - 一 一般水域での交通の方法
 - 二 湖川及び特定水域での交通の方法
 - 三 港内及び特定海域での交通の方法
 - 3 運航(特殊)
 - 一 運航上の注意事項
 - 二 操縦一般
 - 三 航法の基礎知識
 - 四 点検及び保守
 - 五 気象及び海象の基礎知識
 - 六 事故対策

別表第十三(第百四条関係)

縦横試験(実技試験)科目表

- 縦横試験及び二級小型船舶操縦士(第二号限定)試験
 - 1 小型船舶の取扱
 - 一 発航前の準備及び点検
 - 二 解纜及び係留
 - 三 結索
 - 四 方位測定

第1号様式(第2条の4関係)

図1号様式(第2条の4関係) 縦横試験(実技試験)科目表

科目	試験種別	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目
縦横試験	実技試験	小型船舶の取扱	発航前の準備及び点検	解纜及び係留	結索
二級小型船舶操縦士試験	実技試験	水上交通の特性	小型船舶操縦者の心得	小型船舶操縦者の遵守事項	
二級小型船舶操縦士試験(第一号限定)	実技試験	水上交通の特性	小型船舶操縦者の心得	小型船舶操縦者の遵守事項	

- 2 基本操縦
 - 一 安全確認(見張り及び機関の状態確認)
 - 二 発進、直進及び停止
 - 三 後進
 - 四 変針 旋回及び連続旋回
 - 3 応用操縦
 - 一 人命救助
 - 二 避航操船
 - 三 離岸及び着岸
 - 1 二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験
 - 一 小型船舶の取扱
 - 二 発航前の準備及び点検
 - 三 解纜及び係留
 - 四 結索
 - 2 操縦
 - 一 安全確認
 - 二 発進、直進及び停止
 - 三 変針及び旋回
 - 四 人命救助
 - 五 離岸及び着岸
 - 特殊 小型船舶操縦士試験
 - 1 小型船舶の取扱
 - 一 発航前の準備及び点検
 - 二 結索
 - 2 操縦
 - 一 安全確認
 - 二 発進、直進及び停止
 - 三 旋回及び連続旋回
 - 四 危険回避
 - 五 人命救助

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係) 漁技免許申請書

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

第3号様式(第4条の2関係)

第3号様式(第4条の2関係) 漁技免許限定解除(変更)申請書

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

申請者(個人) 氏名: [] 住所: [] 電話番号: []

申請種別: []

申請内容: []

申請理由: []

申請日: []

第20号様式 (第72条関係)

第20号様式 (第72条関係) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙)

小型船舶操縦免許証 第 号

写真

氏名

住所

性別

生年

生月

生日

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

第21号様式 (第73条関係)

登録事項(登録免許証)訂正申請書 10

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

第22号様式 (第80条関係)

登録免許証更新申請書 12

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

氏名

出生年月日

本籍

性別

生年

生月

生日

住所

